

EUにおけるエネルギーの市場自由化と安定供給 —事業者分離をめぐって—

海外立法情報調査室 植月 献二

【目次】

はじめに

I エネルギー市場自由化の経緯

- 1 自由化に関する既存法令
- 2 エネルギー政策と気候変動対策
- 3 第3次エネルギーパッケージの採択

II 第3次エネルギーパッケージの概要

- 1 域内電力市場の共通規定に関する指令
- 2 域内天然ガス市場の共通規定に関する指令
- 3 国際相互送電系統の利用条件に関する規則
- 4 天然ガス輸送系統の利用条件に関する規則
- 5 エネルギー規制者協力機関を設立する規則

III 域内電力市場の共通規定に関する指令の概要

おわりに

翻訳：域内電力市場の共通規定を定め、併せて、指令
2003/54/EC を廃止する 2009 年 7 月 13 日の欧州
議会及び理事会指令 2009/72/EC (抄)

はじめに

欧州連合（以下「EU」という。）は、1993年に発足して以来、物、人、サービス及び資本の自由な移動が保障される国境のない単一市場を目指している。エネルギー市場においても、その統合が推進されてきたが、市場の完全な開放を行うためには規制の枠組みが必要である。

例えば、電力産業においては、1つの電気事業者が発電から送電や販売までを一貫して独占している場合が多く、新しい事業者や小口の業

者がそれらの事業に参入する機会は限定されてしまう。その結果、利用者にとってみれば電気事業者を自由に選択することが困難となり、自由競争による価格低減や、再生可能エネルギーをエネルギー源として選択利用することなどが期待できない。（以下、このように生産から供給など、事業を一貫して独占している事業者を「垂直統合型事業者」という。）

EUでは、1990年代から関係法令を制定し、電力・天然ガスに関する垂直統合型事業者の生産、輸送、販売の事業分離を図り、2003年には、その改正も行った。しかし、未だ市場に構造的欠陥があることが認識され、これを解消する必要に迫られている。そこで、EUは、さらに事業分離を促進し、他方でエネルギー規制機関の独立性の強化を行うために、また、想定される将来のエネルギー需給バランスの危機及び気候変動への影響に対処するために、これまでの法令を廃止し、第3次エネルギーパッケージと呼ばれる一連の法令を、2009年7月13日に制定した⁽¹⁾。

わが国には、垂直統合型の電気事業者が10社存在し、各地域で独占的な電力供給を行ってきた。これまで、1995年、2000年、2004年と数度にわたる電気事業に関する制度改革が行われ、電力市場の自由化が図られてきたが、新規事業者にとって市場参入への制約は多く、また、一般消費者への小売自由化は未だ検討段階である⁽²⁾。

そのような状況のもとで、2011年3月11日

(1) 3規則2指令の計5つの法令である。個別法令は、第II章に示す。

(2) 詳しくは次の資料を参照のこと。山口聡「7 電気事業」『経済分野における規制改革の影響と対策』（調査資料2008-6）国立国会図書館調査及び立法考査局，2009，pp.87-102。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2009/200886/07.pdf>〉以下、インターネット情報は2011年10月31日現在である。

に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに起因する巨大津波は、福島第1原子力発電所の壊滅的な事故を引き起こし、これに端を発して、エネルギー産業における安全性の問題が浮き彫りにされ、わが国の電力安定供給を担保するために今後のエネルギー政策の見直しが迫られている。

巨大地震を含む大災害や緊急事態の発生は今後も予想され、全国において電力等のエネルギーの供給を安定的に確保するためには、現在の各地域間の連携を太く柔軟にすることが不可欠であろう。また、今後、原子力発電への依存度が減ることが予想される一方で、再生可能エネルギーの利用がより積極的に推進される必要もある。

わが国においては、再生可能エネルギーによって生産された電力を各電気事業者が受け入れることはできるが、いかなる容量でも無条件に受け入れられるわけではなく、電気事業者が行う競争入札の範囲に限定されることもある。これは、再生可能エネルギーを利用した大規模な発電設備を新設する時の制約のひとつとなっている。太陽、風力等によって生産される電力は、天候などの自然状況に左右され、定常的な出力を得るには不向きなエネルギーと一般に考えられ、それらを電力系統に受け入れるには、その不安定さに伴うリスクを電気事業者が負わねばならないということも、その理由のひとつと思われる。

再生可能エネルギーの利用を促進していくためには、再生可能エネルギーから生産する電力を積極的に受け入れていく仕組みが必要である。2011年8月26日に、再生可能エネルギーの総量買取りに関する「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（閣法第51号）」が成立したが、これが、実際の運用において、再生可能エネルギー利用を促進する原動力となりうるのかが注目されるとこ

ろである。しかし、再生可能エネルギーからの電力を相当量受け入れていくことができるようになれば、それらの出力のばらつきを全体として平均化し、安定的に需給を管理していく仕組みの必要性も増大する。

EUは、エネルギー市場の自由化と統合をさらに進めつつ、EU全域において、エネルギーの需給のバランスがとれるよう、国を超えて十分な容量の電力系統の相互接続を確保し、需給の状況に合致した柔軟な仕組みを持つ広域の系統を構築しようとしている。

第3次エネルギーパッケージは、電気とガスについて対になる同様な法令体系をもったものであるが、本稿では、電力を中心に解説し、電力市場の共通規定に関する指令に関して第三章でその概要を紹介し、末尾に、同指令の抄訳を付す。なお、この抄訳は、今回の指令の特徴を中心として、特に送電系統の分離に関する部分に重点を置いている。

I エネルギー市場自由化の経緯

1 自由化に関する既存法令

EUは、1990年代後半にエネルギー市場を自由化するための指令（96/92/EC、98/30/EC）を制定し、電力・天然ガスに関する事業者の生産、輸送、販売部門の分離を図ってきた。

しかし、その効果が十分でなかったことから、2003年にこれらを廃止して、これに代わる新指令を制定し（2003/54/EC、2003/55/EC）、加えて、国際送電系統の利用条件に関する規則（(EC)No 1228/2003）、そして、2005年に天然ガス輸送系統の利用条件規則（(EC)No 1775/2005）を制定して、事業の法的かつ機能的な分離・独立を事業者に義務付け、加盟国に規制機関の設置を義務付けるなどの規制強化を図った（これらの一連の法令は、「第2次エネルギーパッケージ」と呼ばれている）。

こうして、EUのエネルギー市場の自由化は、2004年7月までに送電・ガス輸送系統運用者が生産事業者から切り離されて新規事業者の市場参入への機会が開かれ、2007年7月までには地域の電力・ガス会社の分社化も義務付けられて、個々の家庭においても電力供給業者を選択することが可能になったはずであった。

しかしながら、2005年に行った欧州委員会の電力に関する競争状況調査の結果によれば、電力における国の独占企業などの垂直統合型事業者は、その関連企業を優遇し新規事業者を冷遇するという事例があり、諸法令はこれを効果的に防止できておらず、同様に、ガス領域においても既存事業者が統制する傾向が強いということが判明した。例えば、発電と送電の所有者が同じであれば、利益追求のために送電系統への公平な接続提供がおろそかになっているということである。

そこで、欧州委員会は、2007年1月10日付けで2つの文書を策定した。ひとつは、その競争状況調査の最終報告書である政策文書「規則(EC) No 1/2003 第17条の規定による欧州のガス及び電力分野の調査報告書⁽³⁾」で、これは理事会に提出され、もうひとつは、政策文書「欧州のためのエネルギー政策⁽⁴⁾」で、これは理事会及び欧州議会に提出された。

2 エネルギー政策と気候変動対策

2007年3月8～9日に開催された欧州首脳

会議は、前述した欧州委員会の2文書を検討し、その採択した結論⁽⁵⁾の中の付属文書I「2007-2009年行動計画—欧州のエネルギー政策」で、2つの重要な方針を出している。

ひとつは、エネルギー市場における競争を推進することによって、法令の効果を確保し、消費者に利益となる投資を奨励するとしたことであり、特に、次のことが必要であるとした⁽⁶⁾。

- ・送電・ガス輸送系統の運用を供給及び生産事業から効果的に分離（アンバンドリング）する。
- ・加盟国の規制機関の権限の調整を促進し、それらの独立性を強化する。
- ・規制機関相互で、国際間での重要な課題に関し協力して決定を行うために独立した機構を創設する。
- ・送電・ガス輸送系統の運用の調和及び系統の信頼性を改善するための系統運用者の新しい欧州共同体の機構を創設する。
- ・送電・ガス輸送の国際取引及び系統運用のために系統をより効率化し統合する。
- ・エネルギー市場の透明性を高める。

そして、欧州首脳会議は、欧州委員会に対し、同年6月のエネルギー担当の理事会までに、主要措置の明確化、電力及びガス需給の中長期予想並びにEU戦略に必要な追加的投資の確認など、さらなる調査及び立法提案を行うよう要請

(3) COM(2006) 851 final: *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Inquiry pursuant to Article 17 of Regulation (EC) No 1/2003 into the European gas and electricity sectors (Final Report)*, 10.1.2007. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0851:FIN:EN:PDF>>

(4) COM(2007) 1 final: *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT AN ENERGY POLICY FOR EUROPE*, 10.1.2007. <http://ec.europa.eu/energy/energy_policy/doc/01_energy_policy_for_europe_en.pdf>

(5) COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION, *Presidency Conclusions – Brussels, 8/9 March 2007, 7224/1/07 REV 1, 2 May 2007*. <http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/93135.pdf> 付属文書Iは、同文献の次の箇所を参照のこと。“ANNEX I: EUROPEAN COUNCIL ACTION PLAN (2007 – 2009) ENERGY POLICY FOR EUROPE (EPE),” pp.16-23.

(6) *ibid.*, pp.16-17.

した。

また、特に、広域的な国際取引の必要性に鑑み、地域のエネルギー協力の発展を加速するためとして、関係加盟国は、2010年までに、その電力容量及びガス容量のそれぞれ10%以上を相互接続するという目標を掲げた。

欧州首脳会議が結論の中で示したもうひとつの重要な方針は、域内の市場及び競争を強化しつつ、持続可能で統合された欧州気候及びエネルギー政策の発展を図ることである。そして、いわゆる20-20-20と呼ばれる3つの目標を確認した。すなわち、EUでは、気候変動対策及びエネルギー安定供給の確保策として、2020年までに、温室効果ガスを20%削減し(1990年比)、エネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を20%とし、欧州委員会が推定する2020年の欧州総エネルギー消費量を効率化によって20%削減するということである⁽⁷⁾。

欧州委員会は欧州首脳会議の要請を受けて、2007年7月、これらの課題に対処する提案⁽⁸⁾を欧州議会と理事会に提出した。これが第3次エネルギーパッケージと呼ばれる一連の法令案であるが、前述したように、欧州委員会の調査で判明した市場の構造的欠陥を解消し、想定される将来のエネルギー需給バランスの危機及び気候変動に対処しようというものである。すなわち、これらは、より確実に持続可能なエネルギー供給、消費者保護、価格抑制、公正な競争、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の向上等を促進するための制度的な枠組みを構築するものであり、狙いは、電力・ガスの分野にお

いて、その生産、輸送、販売における各事業者を、より効果的に分離し、エネルギー規制の監督機能を強化し、透明性の向上を図ることにあり、これらによってその目的を達成しようとするものである。

一方、集中的な気候変動及びエネルギー確保策については、欧州委員会は、2008年1月に「気候及びエネルギーパッケージ」と呼ばれる6つの一連の法令を提案し、それらは第3次エネルギーパッケージの制定に3か月ほど先立って2009年4月23日に制定された⁽⁹⁾。

3 第3次エネルギーパッケージの採択

EUは、これまで、エネルギー市場の自由化と統合を進めつつ、エネルギー消費を効率的に行い、再生可能エネルギーを活用し、EU全域において、エネルギーの需給バランスがとれるように事業を進めてきている。そのために、国を越えた十分な容量の系統の相互接続を確保し、必要な需給を柔軟に行うことができる広域の系統を構築しようとしている。また、構造基盤への投資、電気・ガスの利用が系統の容量を上回った場合の混雑管理手法や電気・ガスを必要に応じて逆方向へ流す技術などの開発も行っている。

こうしたことを効果的に実現していくためには、新規の生産事業者が自由にエネルギー系統に接続できる環境が保障されなければならず、これまで以上に、垂直統合型事業者の影響力を排除する法的な拘束力が必要となる。第3次エネルギーパッケージでは、送電・ガス輸送系統

(7) *ibid.*, pp.12, 20, 21.

(8) 提案は、COM/2007/528/FINAL, COM/2007/529/FINAL, COM/2007/530/FINAL, COM/2007/531/FINAL, COM/2007/532/FINALであり、それぞれ共同決定手続2007/195/COD, 2007/196/COD, 2007/197/COD, 2007/198/COD, 2007/199/CODにて一括して審議された。

(9) 気候及びエネルギーパッケージのEU官報公布(L140)は2009年6月5日である。これらは、欧州の乗用車のクリーン化(規則(EC)No 443/2009)、再生可能エネルギーの利用促進(指令2009/28/EC)、EU排出量取引制度の改善と拡張(指令2009/29/EC)、燃料及びバイオ燃料の新環境基準(指令2009/30/EC)、炭素回収と貯留の調整枠組み(指令2009/31/EC)、EU排出量取引以外の部門におけるEU加盟国の排出削減努力(決定No 406/2009/EC)に関する6つの法令である。

の部分で垂直統合型事業者から分離させる方法が争点になった。

欧州委員会は、当初から事業の完全分離を主張していた。しかし、国営独占会社や垂直統合型事業者の支配力の強い仏独の強硬な反対にあり、所有は認めるが運用及び経営は独立させるという妥協案も選択肢として用意した。しかし、最終的には、さらに「輸送事業のみの独立管理」をも選択肢として付加することとなった。選択肢の付加に反対していた欧州議会も2009年6月の議会選挙前での決着を望み、エネルギー規制機関の独立性強化及び消費者保護の強化を見返りに妥協した⁽¹⁰⁾。

II 第3次エネルギーパッケージの概要

最終的な第3次エネルギーパッケージは、次の事項を主眼としている⁽¹¹⁾。

- ・ 全消費者のために域内市場が円滑に機能するように既存の法令を補完し、より安定し、競争的で、持続可能なエネルギー供給の実現を可能とする。
- ・ エネルギー消費者を手厚く保護し、可能な限り低価格のエネルギーを提供する。
- ・ エネルギー効率性を向上させ、特に再生可能エネルギーに投資している小企業のエネルギー市場アクセスを保証することによって、持続可能性を促進する。
- ・ EUの企業と第三国の企業との間における公正な競争を確保する。

第3次エネルギーパッケージは、2003年に制定した第2次エネルギーパッケージの諸法令を廃止して、再び一連の新法令を制定し、さらに、EUレベルのエネルギー規制の協力機関を設置する新規則を定めるものである。

この章では、第3次エネルギーパッケージについて、電力に関する法令を中心にごく簡単に紹介する。これら一連の法令は、3規則2指令からなり、すべて2009年7月13日に制定、同年8月14日にEU官報に公示され、その20日後から施行されている。

1 域内電力市場の共通規定に関する指令

この指令は、「域内電力市場の共通規定を定め、併せて、指令2003/54/ECを廃止する2009年7月13日の欧州議会及び理事会指令2009/72/EC⁽¹²⁾」である。

内容は、EUにおける自由競争による電力市場の統合と発展を目的とし、消費者保護を含めて共通規定を定めるものである。この中で、電力の生産、送電、配電及び販売の各事業の所有権を2012年3月3日までに完全分離させるとしている。しかし、2009年9月3日時点で送電系統が垂直統合型事業者に属している場合には、これを適用しないことができるとし、その場合にとるべき選択肢を、運用及び経営を独立させるか（独立系統運用者）、又は送電事業運用のみを独立させるか（独立送電運用者）のいずれかとし、その遵守事項を定めた。

この指令には、ユニバーサル・サービスの義務化、消費者の権利、競争に関する要件などが

(10) “EU strikes deal on energy market liberalisation,” *EurActiv*, Published 25 March 2009. <<http://www.euractiv.com/en/energy/eu-strikes-deal-energy-market-liberalisation/article-180603>>

(11) EUROPEAN PARLIAMENT, The Legislative Observatory, Procedure file(Reference: COD/2007/0195) <<http://www.europarl.europa.eu/oeil/FindByProcnum.do?lang=2&procnum=COD/2007/0195>>

(12) “Directive 2009/72/EC of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 concerning common rules for the internal market in electricity and repealing Directive 2003/54/EC,” *Official Journal of the European Union*, L211, 14.8.2009, pp.55-93. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0055:0093:EN:PDF>>

定められている。地域での規制機関相互及び送電系統業者相互の協力強化並びにエネルギー規制機関についてはその目的、任務及び権限を詳細に定めている。

加盟国は、電気事業者に対し、社会的弱者の顧客を保護する手段をとらせること、消費者がサービス条件の明示を求める権利、契約先を変更したければ3週間以内に変更される権利等を認めさせなければならない。また、事業者に対し、電力源の種別割合情報を提供させ、二酸化炭素排出や放射性廃棄物等の環境影響情報を公表させ、紛争に関しては、権利情報の提供を行うようにさせ、これを解決するために行政監査員や消費者団体等の中立的な仕組みを確保しなければならない。

加盟国は、電力供給市場への消費者の積極的参加を支援するために、インテリジェント・メーター・システム⁽¹³⁾を普及させるとし、経済的評価を実施した上で、10年間にわたる目標を掲げて、その評価が肯定的であれば、2020年までに、80%以上の世帯に装備するとしている。

加盟国が、この指令に国内法を適合させる期限は、2011年3月3日である。

この指令については、本稿第三章で詳しく紹介する。

2 域内天然ガス市場の共通規定に関する指令

この指令は、「域内天然ガス市場の共通規定

を定め、併せて、指令2003/55/ECを廃止する2009年7月13日の欧州議会及び理事会指令2009/73/EC⁽¹⁴⁾」で、前節の電力に関する指令と同様な内容を天然ガスに関して定めるものである。

天然ガスは、特定の場所から採取される資源であり、また、蓄積貯蔵可能であること、そして、パイプライン等で輸送することなど、電力と異なる要素も多い。しかし、市場自由化における考え方については類似点も多く、これらの法令も電力のそれらと鏡像関係にある。本稿においては紙幅の関係もあり、また、わが国の喫緊の課題として電力に焦点を絞るためにガスについては簡潔に触れる程度にとどめる。

加盟国が、この指令に国内法を適合させる期限は、2011年3月3日である。

3 国際相互送電系統の利用条件に関する規則

この規則は、「国際相互送電系統の利用条件を定め、併せて、規則(EC) No 1228/2003を廃止する2009年7月13日の欧州議会及び理事会規則(EC) No 714/2009⁽¹⁵⁾」である。

国や地域の市場特性を踏まえ、国際的な相互の送電に公平な規定を定め、国内エネルギー市場の競争を活性化させ、電力に関する高水準の安定供給を可能とするための規則である。内容は、EUレベルの送電系統運用者ネットワークを構築し、これを通じて、国際相互協力及び投

(13) スマート・メーターともいう。電力の節約と安定供給を図るために、情報通信技術を活用し、電力利用を最適化するための機器。世帯等に装備され、消費電力量の把握、料金メニューの設定、自己診断機能、不正検知をはじめとする多様な機能を有する。顧客が電力使用状況を把握し、使用量を調節することにより、ピーク時の消費量調整の可能性も期待される。

(14) “Directive 2009/73/EC of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 concerning common rules for the internal market in natural gas and repealing Directive 2003/55/EC,” *Official Journal of the European Union*, L211, 14.8.2009, pp.94-136. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0094:0136:EN:PDF>>

(15) “Regulation (EC) No 714/2009 of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 on conditions for access to the network for cross-border exchanges in electricity and repealing Regulation (EC) No 1228/2003,” *Official Journal of the European Union*, L211, 14.8.2009, pp.15-35. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0015:0035:EN:PDF>>

資を促進するもので、国際的な送電の料金及び利用可能な容量の割当てについて、調和のとれた原則を設定する補償の仕組みを規定するものである。

この規則は、2009年9月3日から、あらゆる加盟国に対して拘束力を有し、直接適用されている。

4 天然ガス輸送系統の利用条件に関する規則

この規則は、「天然ガス系統の利用条件を定め、併せて、規則（EC）No 1775/2005を廃止する2009年7月13日の欧州議会及び理事会規則（EC）No 715/2009⁽¹⁶⁾」である。

天然ガス輸送系統の利用条件について、また、液化天然ガス施設及び貯蔵施設の利用条件について非差別的な規定を設ける。立法の趣旨は電力と同様であり、また、EUレベルのガス輸送系統運用者ネットワークを構築するものである。

この規則は、2009年9月3日から、あらゆる加盟国に対して拘束力を有し、直接適用されている。

5 エネルギー規制者協力機関を設立する規則

この規則は、新設されたものであり「エネルギー規制者の協力のための機関を設置する2009年7月13日の欧州議会及び理事会規則（EC）No 713/2009⁽¹⁷⁾」という。

この章の1及び2で紹介した2つの指令において規定する各加盟国のエネルギー規制機関の活動を支援し調整する役割をもつもので、

欧州共同体（現在はEU）に法人格を持った機関を設置する。これはACER（Agency for the Cooperation of Energy Regulators）と呼ばれる。

この規則の第II章では任務について規定し、この部分は、上述の2つの指令の国内法制定期限の2011年3月3日から適用されている。

III 域内電力市場の共通規定に関する指令の概要

この章では、第II章で紹介した第3次エネルギーパッケージの一連の法令の中から、垂直統合型事業者の分離を規定した「域内電力市場の共通規定を定め、併せて、指令2003/54/ECを廃止する2009年7月13日の欧州議会及び理事会指令2009/72/EC」を取り上げて紹介する。

すでに述べたように、この指令は、EUにおいて、自由競争と消費者保護を促進し電力市場の統合と発展を目指すための共通規定を定めるものである。EU法において、「規則」はそのまま各加盟国にその国内法と同様に適用されるが、これは「指令」であるから、各加盟国はそれぞれ国内法を制定して実施しなければならない。その期限は2011年3月3日と規定されている（第49条）。

この指令は本則が11章、51か条及び附則2つからなり、章建ては次のとおりである。

第I章 趣旨、適用範囲及び定義
(第1条～第2条)

第II章 部門の組織のための一般規定

(16) “Regulation (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 on conditions for access to the natural gas transmission networks and repealing Regulation (EC) No 1775/2005,” *Official Journal of the European Union*, L211, 14.8.2009, pp.36-54. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0036:0054:EN:PDF>>

(17) “Regulation (EC) No 713/2009 of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 establishing an Agency for the Cooperation of Energy Regulators,” *Official Journal of the European Union*, L211, 14.8.2009, pp.1-14. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0001:0014:EN:PDF>>

	(第3条～第6条)
第Ⅲ章	発電(第7条～第8条)
第Ⅳ章	送電系統運用(第9条～第16条)
第Ⅴ章	独立送電運用者(第17条～第23条)
第Ⅵ章	配電系統運用(第24条～第29条)
第Ⅶ章	会計の分離及び透明性 (第30条～第31条)
第Ⅷ章	系統利用組織(第32条～第34条)
第Ⅸ章	国内規制機関(第35条～第40条)
第Ⅹ章	小売市場(第41条)
第Ⅺ章	補則(第42条～第51条)
附則Ⅰ	消費者保護措置
附則Ⅱ	新旧指令対照表

次に、各章の主要点について概要を述べる。

(第Ⅰ章 趣旨、適用範囲及び定義)

この指令の目的は、EUの競争原理に基づく電力市場を改善し統合するために、消費者保護並びに発電、送電、配電及び供給に関して共通の規定を制定することである。この指令は、電力分野の組織及び業務、市場への自由な参入、入札に適用する規準及び手続並びに系統の認可及び運用の許可に関する規定を制定するものであり、ユニバーサル・サービスの義務及び電力消費者の権利を規定し、競争要件をも明確にするものである。(第1条)

第2条は定義である。「送電」とは、電力を高電圧の相互接続系統にて送電することをいい、供給を含まない。「供給」とは、電力を顧客に販売又は転売することをいう。「配電」とは、配電系統における顧客への供給を目的とする送電とするが、同様に供給を含まない。事業の機能分離の対象となる「垂直統合型事業者」とは、1つの電気事業者又はグループで、同一の者が直接的又は間接的に支配する権限、すなわち、所有権又は事業の資産を使用する権利を持ち、又は事業の決定等に決定的な影響を与え

る可能性を持ち、送電又は配電の業務を行い、かつ、発電又は供給の業務を行うものをいうとしている。

(第Ⅱ章 部門の組織のための一般規定)

加盟国は、電力部門において、事業者が競争的で、安全かつ環境的に持続可能な電力市場を発展させることを目的として事業を行うようにさせ、事業者間の権利と責任に差別がないようにしなければならない(第3条第1項)。加盟国は、電力部門の事業者に、電力の安定供給、サービスの安定性や質、価格、環境保護、再生可能エネルギー及び気候保全など、安全性に関する公共サービス提供義務を課することができる(第2項)。また、そのための財政的補償や排他的権利の提供は、非差別的かつ透明な方法で行う(第6項)。

加盟国は、世帯顧客や小企業がユニバーサル・サービスを享受できるようにし、その居住地域において、指定された品質の電力が合理的で、透明かつ非差別的な料金にて供給されるようにしなければならない(第3項)。顧客には、電力供給事業者の属する国にかかわらず、これを選択し契約する権利を確保する(第4項)。また、顧客が供給業者の変更を要求すれば、3週間以内に実施されるようにしなければならない(第5項)。

加盟国は最終顧客を保護するための適切な措置をとり、特に、弱く貧しい顧客を保護する手段をとるものとしている。そのために、弱者の定義を行い、それらの人々に関する権利と義務を定め、それらの人々の危機的状況に際しても電力を切断してはならないことが規定できるとした。顧客については、特に、契約条件、情報及び紛争調停の仕組みに関する透明性の確保等、高水準の保護を確保するとし、具体的な保護措置については附則Ⅰに規定している(第7項)。また、加盟国が、弱者への必要な電力供

給を確保する国内エネルギー行動計画の策定等の措置をとるとしている。(第8項)

加盟国は、供給事業者が、顧客に対して、前年実績での、多様な電力源の割合についての情報提供、二酸化炭素や放射性廃棄物等の環境影響情報の公表、紛争において消費者が行使可能な権利情報の提供を行うようにさせなければならない(第9項)。紛争に関しては、これを解決するために行政監査員や消費者団体等の独立した機構を確保するとしている(第13項)。

加盟国には、電力の安定供給の監視を確保することが義務付けられている(第4条)。

加盟国は、系統の相互接続を確保するために、発電設備、配電系統、消費者の直接接続装置、相互接続回路及び直接線⁽¹⁸⁾のための必要最小限度の技術設計及び操作要件に関する公平な安全基準を定めて公表しなければならない(第5条)。そして、加盟国及び第35条に規定する国内規制機関は相互に協力して地域レベルで国内市場の統合を図るものとし(第6条第1項)、EUのエネルギー規制協力機関は、競争市場を創設することを目指して、地域間での規制枠組みの互換性を確保するために、国内規制機関及び送電事業者と協力しなければならない(第2項)。

(第Ⅲ章 発電)

第7条は、新規発電設備の認可に関する規定である。加盟国は、国内での新しい発電設備建設を認可する客観的かつ透明で公平な基準による手続を整備しなければならない(第1項)。その基準を定めるにあたっては、電力の系統や

設備等の安全保障、公衆の安全と保護、環境保護、立地、エネルギー効率等に配慮し、2020年までに再生可能エネルギー利用率20%以上を目指す欧州委員会の目標⁽¹⁹⁾に資すること等を考慮しなければならない(第2項)。

第8条は、新規電力の入札について、加盟国は、安定供給のために、透明性ある非差別的な入札等の手続によって新しい電力の可能性を確保し(第1項)、環境保護及び未成熟な新技術の促進のために、新規容量の入札の可能性を確保できるとし(第2項)、その手続について規定している(第3項～第5項)。

(第Ⅳ章 送電系統運用)

加盟国は、2012年3月3日から、送電系統の運用者を、当該系統を所有する者に限定し、他の事業と分離させなければならない。そのために、加盟国は、発電又は供給業務を行う事業者を支配する者が、同時に送電系統運用者又は送電系統を支配し、又はこれらに対して何らかの権限を行使させてはならず、逆に、送電系統運用者等を支配する者が、発電又は供給業務を行う事業者を支配し、又はこれらに対して何らかの権限を行使させてはならない。また、発電又は供給事業に影響力を持つものに、送電系統運用者又は送電系統の事業者の監査役会、執行役員会又は当該事業者を法的に代表する組織の構成員を任命する又は構成員になる資格を与えてはならない(第9条第1項)。ここでの影響力には、投票権、取締役会等役員の任命権、過半数の株式所有等が含まれる(第2項)。ただし、影響力を持つ者が国等であり、それぞれの事業

(18) 孤立した発電所と孤立した顧客を連結する電線又は電力生産者と電力供給事業者を連結する電線で、その者の施設、子会社及び顧客に直接供給するものをいう。

(19) 2020年までに、再生可能エネルギー利用率20%以上とする指令2009/28/EC第3条第1項の規定を指している。“DIRECTIVE 2009/28/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC,” *Official Journal of the European Union*, L140, 5.6.2009, pp.16-62. <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0016:0062:en:PDF>

の監督を行う機関が異なればこの限りでない（第6項）。

これが、欧州委員会が求めた送電系統運用者を発電等の他の事業者と完全分離する規定である。しかし、仏独の強硬な要請により、この指令が発効する2009年9月3日時点において、送電系統が既に垂直統合型事業者に属している場合は、所有関係は維持しつつ運用機能独立させて独立系統運用者に委ねるとする第13条に規定する独立系統運用者を指定するか、又は第V章の規定する要件を満たして、資本関係は維持しつつ、送電事業を遂行するために必要なあらゆる人的、技術的、物的及び財政的資源を備えて、その運用を厳しく監視することにより送電系統運用者の独立性を確保する独立送電運用者とするかを選択できるとした（第8項）。

ある事業者が送電系統運用者として認可され指定されるためには、送電系統及び送電系統運用者の分離に関する第9条の要件に係る継続的遵守について、事前に所定の手続²⁰によって認定されていなければならない（第10条第1項）。

第三国の者によって支配されている送電系統所有者又は送電系統運用者から認証の要請があった場合又は国内の送電系統や送電系統運用者を第三国の者が支配する状況に至った場合には、規制機関は、欧州委員会に直ちに通知する（第11条第1項）。当該規制機関は、第3項に規定する規準に従って送電系統運用者の認証に関する決定案を採択し、欧州委員会に報告し、欧州委員会はこれに関する意見を表明する（第3項～第6項）。

第12条には、送電系統運用者の主な任務として、環境にやさしく、信頼性があり、効率的な送電系統を経済的に電力需要に応じて長期的な能力を確保すること、サービス提供義務に応える適切な手段を確保すること、安定供給に貢

献することなどが8項目にわたって規定されている。

第13条は独立系統運用者の規定である。加盟国は、既に2009年9月3日において垂直統合型事業者に所属する送電系統を、第9条第1項の完全分離させる規定を適用することなく、その申請に基づいて独立系統運用者を指定することができるとしている（第1項）。ただし、その条件として、第9条第1項(b)から(d)までに規定している影響力を行使させないという旨の規定を遵守していること、その任務遂行のために必要な自由裁量可能な財政的、技術的、物的及び人的資源を有していること等、送電系統運用者の任務、義務及び能力等の要件を満たすこと等を証明しなければならない（第2項）。規制機関によってその要件を満たしていることが証明され、加盟国によって指定された独立系統運用者は、これによって第三者利用の認可と系統管理に責任を負い、この章の規定に従って送電系統運用者の役割を果たす（第3項、第4項）。その送電系統所有者は、独立系統運用者に対し、その任務を遂行するためにあらゆる適切な協力及び支援を提供すること等の第5項各号に掲げる任務を果たさなければならず、関係国内競争当局は規制当局の協力を得て、その履行を監視する（第6項）。

第14条では、独立系統運用者が指定された場合の送電系統所有者の分離に関する条項が規定されている。送電系統所有者が垂直統合型事業者であるならば、少なくとも、その所有者はその法人格、組織及び意思決定に関しては送電以外の活動と関わりがあってはならない（第1項）。その独立性を確保するために、送電系統所有者の管理責任者は発電や配電に関与してはならない等の最低基準が規定されている（第2項）。

²⁰ この指令の第10条第4～6項及び規則(EC) No 714/2009の規定による手続。

送電系統運用者は、担当区域における発電設備の給電及び他系統との相互接続設備の使用の決定に責任を負う。送電系統運用者が発電設備と接続を行う際には、規制機関の許可の下に非差別的に行わなければならないが、加盟国は、再生可能エネルギーの利用率の要件を満たすために⁽²¹⁾再生可能エネルギー及び熱電併給を用いる発電設備との接続を優先させることができ、また、国産の1次エネルギーの燃料源を用いた発電が国内消費電力を生産するために必要な全1次エネルギーの15%以下であれば、国産燃料源を用いる発電設備を優先するよう指示できるとされる。これらの需給調整を行うために依拠する規則は、透明かつ非差別的でなくてはならず、公表しなければならない。(第15条)

(第V章 独立送電運用者)

この指令発効の2009年9月3日時点において、送電系統が既に垂直統合型事業者に属している場合には、この章の規定が選択的に適用可能となっており、送電事業運用の独立性を確保するための事項について、垂直統合型事業者との関係を規定している。

送電系統運用者は、その任務を全うするために必要なすべての資産を保有し、第12条の規定する任務以外に、送電系統運用者の代表並びに第三者及び規制機関との折衝を行い、欧州送電系統運用者ネットワーク⁽²²⁾における運用者代表を務め、差別なく第三者の利用の許可及び管理をする等の任務が規定されている(第17条)。

送電系統運用者は、垂直統合型事業者とは無関係に、意思決定を行い、資金調達を行う権限を有していなければならない。株式保有等も含めて垂直統合型事業者との相互的な関与を排除し、同事業者とのすべての商業・財務的關係については記録を残し要請に応じて規制機関に報

告する。(第18条)

第19条は、送電系統運用者の従業員及び経営の独立性を規定しており、役員任免や労働条件に関する決定は、第20条に規定する監査役会が行うが、確定のためには、規制機関に通知してその反対のないことが条件である(第1項及び第2項)。役員過半数は、その任命に先立つ3年間に送電系統運用以外の垂直統合型事業者と利害関係を持つてはならない(第3項及び第8項)。

第20条には、送電系統運用者は、年間及び長期財政計画、送電系統運用者の負債額の程度並びに株主への配当額の承認に関する決定を行う監査役会を持たなければならないことが規定されている。監査役会は、垂直統合型事業者、第三者株主、さらに、加盟国の関係法に規定があれば、その他の利害団体のそれぞれの代表から構成される。

送電系統運用者が差別的行為をしないようにするための対策が第21条に規定されている。加盟国は、送電系統運用者に規制機関の承認する法令遵守計画を策定させる(第1項)。計画の実施を確保するために、監査役会が任命し規制機関が承認する法令遵守担当者がこれを監視し、監査役会に報告し、計画及びその実施に関する改善提案を行う(第2項～第3項)。

送電系統運用者は、毎年、規制機関に対して、現在及び将来の需給予測に基づいた系統開発の10か年計画を提出する。規制機関は、公開性及び透明性を担保して利用者の意見を聞き、計画について必要な調整を行い、計画の実施について監視し評価を行う。(第22条)

新規発電所との接続に関して、送電系統運用者は、規制機関が承認する透明で効率的な手続を策定し、公表しなければならない。送電系統運用者は、将来的に予想される混雑などを理由

(21) 再生可能エネルギーの利用促進に関する指令2009/28/EC第16条に規定されている。前掲注(9)

(22) European Network of Transmission System Operators for Electricity : ENTSO for Electricity

に接続を拒んではならず、必要な情報を供給しなければならない。(第23条)

(第VI章 配電系統運用)

加盟国は、配電系統運用者を指定し、又は配電系統の所有者等にこれを指定するよう要求する(第24条)。配電系統運用者の主たる任務は、配電、運用、維持、開発及び環境保護に関して長期間の系統の能力を確保すること、系統利用者に差別をしないこと、系統利用者に必要十分な情報を提供することなどである。また、加盟国は同運用者に発電設備から給電するときに再生可能エネルギー源等を優先させることができる(第25条)。

第26条には、配電系統運用者の分離条項が規定されている。配電系統運用者が垂直統合型事業者であるならば、少なくとも、その運用者はその法人格、組織及び意思決定に関しては配電以外の活動と関わりがあってはならないが、配電系統運用者の資産の所有権を垂直統合型事業者から分離する義務を負わせるものではない。その独立性を確保するためには、配電系統運用者の管理責任者は垂直統合型事業者の発電、送電、供給に責任を有する組織に参加してはならない等の最小限の規程が規定されている。ただし、これは、顧客数10万未満又は孤立した小規模系統の統合型事業者には適用しないことができる。また、第9条第1項、第13条及び第14条又は第V章を遵守するか、又は第44条第2項に該当するのであれば、共同で送電及び配電系統の運用を行うことを妨げない(第29条)。

第28条は、閉鎖的配電系統に関して規定しており、世帯顧客に供給しないならば、加盟国は、産業、商業又は共同の事業の限定された地域においては、規制機関等が、技術や安全上の理由や自らの利用目的などの条件を付して、配電系統を閉じたものにするのを定めることが

できるとしている。

(第VII章 会計の分離及び透明性)

加盟国又はその指定する規制機関等は、その職務を執行するのに必要な範囲で電気事業者の会計を調査する権限を有し、その企業秘密は保護しなければならないが、加盟国は、必要な範囲でその情報を公開することを定めることができる(第30条)。

加盟国は、国内法規に従って、その年度会計報告を作成し会計監査に提出させるものとする。また、その会計において、送電と配電事業を分離させなければならない。

電気事業者は、送電及び配電事業の会計について、差別、内部相互補助及び競争の歪みを避けるために当該事業を異なる事業者によって実施するよう要請された場合にこれに対処できるように、その会計を別々保持しなければならない(第31条)。

(第VIII章 系統利用組織)

第32条では、第三者利用について規定している。加盟国は、送電系統及び配電系統の第三者利用について、すべての適格な顧客に対し、客観的かつ非差別的に、承認され公表した料金に基づいて利用させなければならない。送電系統又は配電系統運用者は、規程に基づいて、必要な容量に欠ける利用は拒絶することができる。規制機関等は、利用を拒絶された系統利用者が紛争解決手続を利用できるようにする。

第33条は、市場開放及び互惠主義についての規定である。適格な顧客の定義を示し、電力市場開放における不均衡を回避するために、他の加盟国の顧客との電力供給の契約は、当該顧客がその属する両系統において適格であると見なされる限り、拒絶してはならないとされる。また、一方の系統のみにおいて適格であるという理由によって拒絶された場合、欧州委員会は、

市場の状況及び共通の利害を考慮して、当該顧客が居住する加盟国の要求があれば、拒絶する当事者に供給を義務付けることができる。

第34条は、孤立した発電所と孤立した顧客を連結する場合等の直接線を敷設する権利について規定している。加盟国は、直接線の敷設の許可を与える非差別的な規準を策定し、電力生産及び供給事業者が、直接線を介してそれら自身の構内や子会社及び顧客に対し供給することを可能とするための措置をとらなければならない。

(第IX章 国内規制機関)

この章では、各国の規制機関について、その指定、独立性、任務と権限等について規定している。

加盟国は、自国において、欧州共同体において国を代表できる国内規制機関を指定しなければならない。加盟国は、その独立性を確保し、当該機関にその権限を確実に偏りなく透明性をもって行使させる。そのために、加盟国は、これが、他のいかなる者からも、法的かつ機能的に独立していること、職員及び経営責任者が、あらゆる市場利害から独立して行動すること等を確保しなければならない。規制機関の独立性を守るために、これが自律的な決定を行うことができ、必要な個別の年間予算の割当てを持つこと、その役員会の構成員は、5～7年の任期で選任することなどが規定されている。(第35条)

第36条には、規制機関が、長期目標を考慮し、関係機関と緊密に協力しつつ、競争的、安定的、かつ、環境面で持続可能な欧州共同体域内電力市場を、また、域内すべての顧客及び供給者に開かれた効果的な市場を推進する等の8項目にわたる目的のためにあらゆる合理的な措置をとることを規定している。

規制機関の任務と権限は、第37条に規定さ

れている。任務として、送電・配電料金の算出方法の承認、系統運用者や所有者等に法令を遵守させること、国際取引に関しての関係機関との協力、関係機関への年次報告、送電系統運用者の投資計画の監視等々に加え(第1項)、独立系統運用者が指定された場合の任務等に関する規定があり(第3項)、これらの任務を遂行するために、電気事業者に対する拘束力ある決定、調査、情報要求、制裁を課すなどに関する権限が与えられるべきことが規定されている(第4項)。さらに、第V章に従う独立送電運用者が指定された場合の任務と権限が別個に規定されているなど(第5項)、17項にわたって具体的な規定がなされている。

その他、国際取引に関する規制体制(第38条)、指針の遵守(第39条)、記録の保管(第40条)が定められている。

(第X章 小売市場)

良い機能を有し透明性のある小売市場の実現を促進するために、加盟国は、各系統運用者、供給事業者及び顧客等の任務と責任を、顧客との契約等に関して確実に定めなければならない。それは公表され、系統への顧客及び供給者の利用を促進するために設計され、そして規制機関又はその他国内関連機関によって検証されるものとする。大口の非世帯顧客は同時に幾つかの供給者と契約する権利を有するものとする。(第41条)

(第XI章 補則)

第42条には、緊急措置として、エネルギー市場における緊急事態が生じた場合、加盟国は一時的に必要な緊急措置をとることができることと規定している。ただし、当該措置は、市場の機能障害を最低限に抑えるものとし、必要以上に広い範囲にわたってはならないとし、その実施後遅滞なく、その他の加盟国及び欧州委員会に

通知しなければならない。欧州委員会は、それらが共通利害に反して競争を歪め取引に悪影響を与える場合に限り、当該加盟国が当該措置を改め又は廃止するべきかどうかを決定できるものとしている。

この指令に従って加盟国がとる公平な競争の場を確保するための措置は、非差別的かつ透明性があるもので、欧州委員会に通知し承認を受けなければならない（第43条）。

第44条は、特例に関するもので、加盟国は、小規模の孤立した系統で、欧州委員会が許可するその改修、改良及び拡張に関する範囲で、第IV、VI、VII及びVIII章の特例を適用することができること等（第1項）、事業分離規定は、キプロス、ルクセンブルク及びマルタには適用しないこと、その他、事業分離にいう「発電の業務を実施する事業者」について、最終顧客が電力の生産及び供給を行う場合は、それが本業ではなく、事実上の利用顧客である者は発電事業者とみなさないこと等を規定している。

第45条は、この指令による義務の見直し手続を定めるもので、この指令によって事業者に課された何らかの義務が、特定の加盟国において指令の目的に合致しないと欧州委員会が認める場合には、当該加盟国が、欧州委員会に対し、その特定の要件の免除を求める要求の手続を定めている。

第47条は、報告に関するものである。欧州委員会は、この指令の適用を監視し見直しを行って、総合的な報告書を、毎年、欧州議会及び理事会に対して提出するものとし、当該報告書に記述されるべき最低限の8つの事項を第1項にて列挙している。この進捗報告には、2年ごとに、加盟国が公共サービス提供義務に対応するためにとる措置の分析を記載するとされる（第2項）。また、欧州委員会は、2013年3月3日までに、第V章における事業分離の要件に関する詳細な特別報告を提出するものとする（第

3項）。そして、必要があれば、送電系統運用者の独立性を確保するための提案を2014年3月3日までに送付する（第5項）。

この指令の施行により、旧指令2003/54/ECは、2011年3月3日から廃止され、旧指令の規定の引用については、附則IIの対照表に従ってこの指令の相当規定に読み替えて引用するものとする（第48条）。

加盟国は、2011年3月3日までに、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政措置を施行し、2013年3月3日に実施する第11条を除き、2011年3月3日から実施しなければならない（第49条）。

この指令は、EU官報に掲載して公布した日から起算して20日を経過した日から施行する（第50条）。

（附則I 消費者保護措置）

消費者保護の措置についてのこの附則は、第3条第7項、第37条第1項(n)及び(p)にて引用されている。この附則は具体的な措置を規定しており、2つの項目で構成されている。

第1の項目では、顧客としての消費者に保証する(a)から(j)までの10の事項を規定している。その(a)では、消費者が電力サービス提供事業者との契約において明確にさせる権利を持つ事項を明示的に8項目にわたって示している。(b)以下では、事業者からの契約条件の変更、価格及び料金に関する情報、支払方法、苦情対応、ユニバーサル・サービス、消費量に関する情報等に関する権利について規定している。

第2の項目では、加盟国は、電力供給市場への消費者の積極的参加を支援するために、インテリジェント・メーター・システムを普及させるとし、市場及び消費者に対する長期的経費と便益の経済的評価を2012年9月3日までに実施するとしている。その評価に従って、各加盟国は、10年にわたる目標を掲げた予定表を用

意し、スマート・メーターの展開が肯定的に評価された場合は、2020年までに、少なくとも消費者の80%が相互運用性を確保してこれを装備するとしている。

おわりに

欧州委員会は、第Ⅲ章で詳しく紹介した域内電力市場の共通規定に関する指令第47条に従って、毎年エネルギー市場の状況を分析して報告書⁽²³⁾を公表している。これによれば、市場統合は進んではいるが、真の単一エネルギー市場の完成には、まだ程遠いとしている。加盟国間の相互接続容量は不十分で、加盟国間の市場規定が調和しておらず、これは、市場細分化と高い輸送コストを招くという。また、小売段階での市場統合は不十分で、価格と供給先変更頻度については加盟国間に大幅な格差が依然存在しており、特に、電力においては、小売価格はほとんどの国で上昇し、また、電力とガス小売市場は、独立した供給業者が新規参入した形跡がほとんどなく、依然として集中度が高いという。

とはいえ、EUは、具体的な目標を掲げ着実に歩みを進めている。第3次エネルギーパッケージ制定以降も、2010年11月には、政策文書「エネルギー2020：競争的、持続可能かつ安定的なエネルギー戦略⁽²⁴⁾」で、単一エネルギー市場の達成を成長と発展のための欧州委員会の優先事項と位置付けた。そして、第3次エネルギーパッケージの発効を考慮し、欧州委員会は、2010年12月7日、地域事業計画の将来の役割に関する政策文書⁽²⁵⁾を公表し、2010年12月8日には、エネルギー市場統合及び透明性に関する規則案⁽²⁶⁾を公表するなど、次々と手段を講じている。

第3次エネルギーパッケージは、2011年3月3日までに指令を実施する各加盟国の国内法を制定し、同日から施行することになっていた。しかし、本稿執筆時点で、まだ、全27加盟國中9か国（3分の1）から制定の通知がされていない状況である⁽²⁷⁾。EUの課題は多いとも言えるが、すでにルールを敷いて走っているその意義は大きい。

わが国の電力市場は、10の地域に分かれて、

(23) 最近のものは、2011年6月9日の「2009-2010年 域内ガス及び電力市場の構築における進捗報告」である。

European Commission, *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT : 2009-2010 Report on progress in creating the internal gas and electricity market*, Brussels, 9 June 2011. (http://ec.europa.eu/energy/gas_electricity/legislation/doc/20100609_internal_market_report_2009_2010.pdf) この報告書は主として、各国の規制当局から提出された報告書を基にしており、主として2009年を対象とするものである。

(24) COM(2010) 639 final: *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Energy 2020 A strategy for competitive, sustainable and secure energy*, 10.11.2010. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0639:FIN:EN:PDF>)

(25) COM(2010) 721 final: *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL The future Role of Regional Initiatives*, 7.12.2010. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0721:FIN:EN:PDF>)

(26) COM(2010) 726 final: *Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on energy market integrity and transparency*, 8.12.2010, (http://ec.europa.eu/energy/gas_electricity/markets/doc/com_2010_0726_en.pdf) この規則案は、電力、天然ガス及びそれらの関連製品の卸売市場での市場の乱用を禁止する規定を策定し、インサイダー情報及び市場操作に基づいた取引の禁止を含むものである。通常立法手続（2010/0363 (COD)）にて審議される。

(27) 2011年11月8日時点で、何らかの国内法が報告された加盟国は、ベルギー、チェコ、デンマーク、ドイツ、アイルランド、ギリシャ、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、フィンランド、スウェーデンの18か国である。(EUR-Lex, National Execution Measures, 72009L0072. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:72009L0072:EN:NOT>))

それぞれ垂直統合型事業者によって独占され、また、東西で利用周波数も異なっている。再生可能エネルギーの利用促進、エネルギーの安定供給を実現するためには、市場の自由化も重要な要素であろう。また、多様なエネルギー資源を効率よく用いるには、エネルギーの地産地消も可能とする賢く柔軟な系統を構築することも重要であると思われる。また、とりわけ、特定地域の大災害等の発生を考慮すると、わが国全

域のエネルギーの安定的供給を可能とするための、地域間をつなぐ広範囲で柔軟かつ十分な容量の系統接続が必要となる。そして、これらを実現するためには法的、財政的、技術的環境の整備が急務となるであろう。

EUと事情の異なるところも多いが、EUの諸加盟国とわが国の10に分割された電力独占の地域の類似を考えると、わが国に参考になるところも多いのではないだろうか。

(うえつき けんじ・専門調査員)

域内電力市場の共通規定を定め、併せて、指令 2003/54/EC を廃止する 2009 年 7 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 2009/72/EC (抄)

DIRECTIVE 2009/72/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
of 13 July 2009 concerning common rules for the internal market in electricity
and repealing Directive 2003/54/EC

海外立法情報調査室 植月 献二訳

【目次】

- 第 I 章 趣旨、適用範囲及び定義
- 第 II 章 部門の組織のための一般規定
- 第 III 章 発電 (略)
- 第 IV 章 送電系統運用
- 第 V 章 独立送電運用者
- 第 VI 章 配電系統運用 (略)
- 第 VII 章 会計の分離及び透明性 (略)
- 第 VIII 章 系統利用組織
- 第 IX 章 国内規制機関
- 第 X 章 小売市場 (略)
- 第 XI 章 補則
- 附則 I 消費者保護措置
- 附則 II 新旧指令対照表 (略)

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第 47 条第 2 項並びに第 55 条及び第 95 条の規定に鑑み、…中略…、この指令を採択した⁽¹⁾。

第 I 章 趣旨、適用範囲及び定義

第 1 条 趣旨及び適用範囲

この指令は、欧州共同体における競争的電力市場を改善し統合するために、消費者保護規定と共に、発電、送電、配電及び電力供給

のための共通規定を制定するものである。この指令は、電力分野の組織及び業務、市場への自由参入、入札に適用する規準及び手続並びに系統の認可及び運用の許可に関する規定を制定するものである。この指令は、ユニバーサル・サービスの義務及び電力消費者の権利を規定し、競争要件をも明確にするものである。

第 2 条 定義

この指令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1. 「発電」とは、電力を生産することをいう。
2. 「生産者」とは、電力を生産する自然人又は法人をいう。
3. 「送電」とは、最終顧客又は配電事業者に配給するために、電力を超高電圧及び高電圧の相互接続系統によって送電することをいうが、供給を含まない。
4. 「送電系統運用者」とは、特定の地域における送電系統及び、該当するならば、他系統との相互接続を運用し、維持を確保し、及び必要であれば開発し、並びに妥当な送電の需要に応えるために、系統の長期間の機能を確保することに責任を負う自然人又は法人をいう。
5. 「配電」とは、高電圧、中電圧及び低電圧

(1) この抄訳は、2009 年 8 月 14 日の欧州連合官報に掲載された条文を対象とした。“whereas:” に導かれる事実説明部分 (Recital) は翻訳対象から外し、本文においては、今回の指令の特徴を中心として、特に送電系統の分離に関係する部分に重点を置いている。Official Journal of the European Union, L211, 14.8.2009, pp.55-93. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:211:0055:0093:EN:PDF>> 以下、インターネット情報は 2011 年 9 月 30 日現在である。なお、注は、すべて訳者によるものである。

- における配電系統による、顧客への電力を配給するための送電で、供給を含まないものをいう。
6. 「配電系統運用者」とは、特定の地域における配電系統及び、該当するならば、他系統との相互接続を運用し、維持を確保し、及び必要であれば開発し、並びに妥当な配電の需要に応えるために、系統の長期間の機能を確保することに責任を負う自然人又は法人をいう。
 7. 「顧客」とは、電力の卸又は最終顧客をいう。
 8. 「卸顧客」とは、その者が事業を行っている系統の内外において、転売する目的で電力を購入する自然人又は法人をいう。
 9. 「最終顧客」とは、その者自身の使用のために電力を購入する顧客をいう。
 10. 「世帯顧客」とは、商業又は職業活動に用いるものを除いて、その世帯の消費のために電力を購入する顧客をいう。
 11. 「非世帯顧客」とは、その世帯自身の使用のためでなく、電力を購入する自然人又は法人をいい、生産者及び卸顧客を含む。
 12. 「適格顧客」とは、第33条に規定する範囲で、その者の自由な選択により供給者から電力を購入することができる顧客をいう。
 13. 「相互接続装置」とは、電力系統を連結するために使用する装置をいう。
 14. 「相互接続された系統」とは、1又は2以上の相互接続装置によって相互に連結された多数の送電及び配電系統をいう。
 15. 「直接線」とは、孤立した発電所と孤立した顧客を連結する電線又は電力生産者と電力供給事業者を連結する電線で、その者の施設、子会社及び適格顧客に直接供給するものをいう。
 16. 「経済的優位」とは、経済的規準に従った電力供給の資源順位付けをいう。
 17. 「アンシラリー・サービス」とは、送電又は配電系統の運転のために必要なサービスをいう⁽²⁾。
 18. 「系統利用者」とは、送電若しくは配電系統に電力供給する、又はそれらから電力供給される自然人又は法人をいう。
 19. 「供給」とは、電力を顧客に販売又は転売することをいう。
 20. 「統合型電気事業者」とは、垂直又は水平に統合された事業者をいう。
 21. 「垂直統合型事業者」とは、1電気事業者又は電気事業者グループであって、同一の者が直接的又は間接的に支配する権限を持ち、及び送電又は配電の業務の少なくとも1つを実施し、かつ、発電又は供給の業務の少なくとも1つを実施するものをいう。
 22. 「関連事業者」(略)
 23. 「水平統合型事業者」とは、販売目的の発電、送電、配電、又は電力供給の業務の少なくとも1つを実施し、及びその他の非電力の活動を遂行する事業者をいう。
 24. 「入札手続」とは、計画された追加要件及び代替容量を新規又は既存の発電容量からの供給によって調達する手続をいう。
 25. 「長期計画」とは、系統の電力需要に対応し、顧客への供給を確保するための、長期における生産、送電及び配電の容量への投資の必要性に関する計画をいう。
 26. 「小規模孤立系統」とは、1996年の年間消費が3000GWh未満の系統で、他の系統との接続を介して得る消費が5%未満のものをいう。
 27. 「極小孤立系統」とは、1996年の年間消費が500GWh未満の系統で、他の系統との接続を持たないものをいう。
 28. 「安全性」とは、電力の供給及び提供の安全性並びに技術的安全性の双方をいう。
 29. 「需要側エネルギー効率性管理」とは、電

(2) 送電又は配電系統側が行う周波数又は電圧の安定を図るために制御し、発電所等の故障時のために予備電力を確保する等のサービスをいう。

力消費の量及び時機を調節するための全体的又は統合的な方法で、1次エネルギー消費及び最大負荷を低減させるために発電量増加に投資するよりも、エネルギー消費削減及び安定供給の環境に与える好影響及び配電価格の観点から、エネルギー効率化対策又は供給中断可能な契約その他の対策に投資する方が最も効果的かつ経済的な選択肢である場合に、これに優先順位を与えるものをいう。

30. 「再生可能エネルギー源」とは、再生可能な非化石エネルギー源（風力、太陽、地熱、波力、潮力、水力、バイオマス、ゴミ処理ガス、下水処理施設ガス及びバイオガス）をいう。
31. 「分散型電源」とは、配電系統に接続された発電所をいう。
32. 「電力供給契約」とは、電力供給の契約をいうが、電力金融派生商品を含めない。
33. 「電力金融派生商品」とは、金融商品市場に関する2004年4月21日の欧州議会及び理事会指令2004/39/EC付属文書IC部5,6又は7に規定する金融商品をいう。
34. 「支配」とは、権利、契約又はその他の手段であり、これらが単独に又は複合して、また、関係する事実又は法令の考察を考慮して、事業者に対して、特に次に掲げるものによって、決定的な影響力を行使する可能性を与えるものをいう。
 - (a) 所有権又は事業の資産の全部又は一部を使用する権利
 - (b) 事業の組織、機関の投票又は決定に決定的な影響を与える権利又は契約
35. 「電気事業者」とは、発電、送電、配電、供給又は電力買取りの業務のうち、少なくとも1つを行う自然人又は法人で、それらの業務に関する商業的、技術的又は保守の任務に責任を負うが、最終顧客には責任を負わないものをいう。

第II章 部門の組織のための一般規定

第3条 公共サービスの義務及び顧客保護

1. 加盟国は、その制度上の組織に基づき、また、第2項の規定を妨げることなく、補完性の原則に十分に配慮し、電気事業者がこの指令の原則に従って、競争的で、安全かつ環境的に持続可能な電力市場を達成するために事業を行うことを確保するものとし、また、権利又は義務に関してこれらの事業者を差別してはならない。
2. 欧州共同体設立条約の関連規定、特にその第86条を十分に考慮し、加盟国は、公共の経済的利益における安定供給、供給の規則性、品質及び価格並びにエネルギー効率、再生可能エネルギー及び気候対策等の環境保護を内容とする安全性に関する公共サービス義務を電力部門で事業を行う事業者に対して課すことができる。当該義務は、明確に定義され、透明、非差別的、立証可能でなければならず、欧州共同体の電気事業者にとって国内消費者に対して平等な利用を保証するものでなければならない。安定供給、需要側エネルギー効率性管理に関連して、並びにこの項に規定するように、環境的目標及び再生可能エネルギー目標の達成のために、加盟国は、系統利用を望む第三者の参入の機会を考慮した長期計画の実施を導入することができる。
3. 加盟国は、すべての世帯顧客、及び加盟国が適切であると認める小企業（すなわち、常勤換算で50人未満の年間総取引高又は貸借対照表で1000万ユーロを超えないもの）がユニバーサル・サービス、すなわち、その居住域において、合理的で、容易かつ明瞭に比較可能で、透明かつ非差別的な価格により指定された品質の電力の供給を受ける権利を享受するよう確保しなければならない。ユニバーサル・サービスの提供を確保するために、

加盟国は、最終的に依拠するための供給者を任命することができる。加盟国は、配電会社に対し、第37条第6項に規定する手続によって定める条件及び料金により、系統に顧客を接続する義務を課さなければならない。この指令は、加盟国が、世帯、小規模及び中規模消費者の市場における立場を、当該消費者層の代表に自主的に集団を形成するよう促すことによって強化することを妨げるものではない。

第1段落の規定は、透明かつ非差別的な方法によって実施されるものとし、第33条に規定する市場の開放を阻害するものであってはならない。

4. 加盟国は、供給者の契約に従って、当該供給者が登録している加盟国とは関係なく、当該供給者がその適用される取引及び需給調整の規定を遵守する限り、すべての顧客が、当該供給者によって電力を提供される権利を有することを確保しなければならない。これに関し、加盟国は、他の加盟国にすでに登録している供給事業者を行政手続によって差別しないことを確保するために必要なあらゆる措置をとらなければならない。
5. 加盟国は、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。
 - (a) 契約条件を守っている顧客が供給者を変更したいと望む場合は、3週間以内に当該運用者によって変更が実施されること。
 - (b) 顧客は、関係するすべての消費情報を受け取る権利があること。

加盟国は、(a)及び(b)に規定する権利が、価格、作業又は時間に関して非差別的な方法で、顧客に与えられることを確保しなければならない。
6. 補償金、その他の形での補償並びに第2項及び第3項に規定する義務の達成のために加盟国が与える排他的権利が提供される場合

は、非差別的かつ透明な方法で行われなければならない。

7. 加盟国は、最終顧客を保護するために適切な措置をとるものとし、また、特に、弱い顧客を保護する適切な保護手段を有することを確保しなければならない。これに関連し、各加盟国は、エネルギー貧困及び、特に、危機の時にあるそのような顧客への電力遮断の禁止を規定することができる弱い顧客の概念を定義しなければならない。加盟国は、弱い顧客に関連した権利及び義務が適用されることを確保しなければならない。特に、加盟国は、遠隔地域にいる最終顧客を保護する措置をとらなければならない。加盟国は、特に、契約条項及び条件、一般情報並びに紛争調停の仕組みに関する透明性に関して高水準の消費者保護を確保しなければならない。加盟国は、適格な顧客が実際に容易に新しい供給者に変更することができることを確保しなければならない。少なくとも世帯顧客に関しては、当該措置は、附則Iの規定を含んでいなければならない。
8. 加盟国は、国内エネルギー行動計画を策定し、必要な電力供給を確保する社会保障制度によって弱い顧客を援助し、又は広い解釈における貧困を含めて認定するエネルギー貧困に対応するために、エネルギー効率改善の支援を行う等の適切な措置をとらなければならない。当該措置は、第33条に規定する効果的な市場の開放又は市場の機能を阻害するものであってはならず、また、適切な時と場合に、この条第15項の規定に従って欧州委員会に通知しなければならない。当該通知には、一般の社会保障制度の中でとられる措置を含めることもできる。
9. 加盟国は、電力供給者が、最終顧客に供する請求書に又はそれと共に、及び販売促進資料に次に掲げる事項を記載することを確保し

なければならない。

(a) 前年において用いた供給者の多様なすべての燃料についての、解りやすい、国段階で明瞭に比較可能な様式での各エネルギー源の寄与度

(b) 前年において用いた供給者の多様なすべての燃料による発電によって生じた少なくとも二酸化炭素排出及び放射性廃棄物に関する環境への影響についての情報を利用することができるウェブページ等、少なくとも、既存の参考資料の典拠

(c) 紛争の際に最終顧客が利用可能な紛争調停の手段に関する権利についての情報

欧州共同体域外から電力取引又は輸入によって得た電力に関する第1段落の(a)及び(b)に規定する事項に関しては、当該取引又は当該事業者によって提供される前年の総計を使用することができる。

当該規制機関又は他の国内当局は、この条の規定に従って供給者が顧客に提供した情報が信頼できるものであり、国段階で明瞭に比較可能な様式で提供されることを確保するために必要な措置をとらなければならない。

10. 加盟国は、社会的及び経済的結束並びに環境保護の目標を達成するための措置を実施しなければならない。必要に応じて、これは需要側エネルギー効率性管理措置及び気候変動対策、安定供給を含んでいなければならない。このような措置には、特に、相互接続能力を含む、必要な系統基盤の維持及び構築のための、すべての既存の国内及び欧州共同体のツールを必要に応じて使用した、適切な経済的刺激策の規定を含めることができる。

11. エネルギー効率を促進するために、加盟国又は、加盟国が規定する場合、その規制機関は、必要に応じて、例えば、エネルギー管理サービスの提供、革新的な価格方式の開発又

はインテリジェント・メーター・システム若しくはスマート・グリッドによって、電気事業者が電力使用の最適化を行うよう強く奨励しなければならない。

12. 加盟国は、消費者に対して、それらの権利、現行法令及び紛争が生じた時に利用可能な紛争解決手段に関して必要なすべての情報を提供する単一の窓口を準備することを確保しなければならない。当該窓口は、一般消費者情報窓口の一部とすることができる。

13. 加盟国は、苦情への効率的な対応及び法廷外紛争調停を行うことを確保するために、エネルギー行政監査員又は既存の消費者団体等の独立した機構を確保しなければならない。

14. 加盟国は、第7条、第8条、第32条又は第34条の規定の適用が、法的又は実際に、電気事業者に課した公共の経済的利益における義務の履行の障害になる可能性がある場合に限り、かつ、取引の進展が欧州共同体の利益に反する程度までに阻害されない限り、これらを適用しないよう決定することができる。欧州共同体の利益には、特に、この指令及び欧州共同体設立条約第86条に規定する適格な顧客に関する競争が含まれていなければならない。

15～16. (略)

第4条 安定供給の監視 (略)

第5条 技術的規定 (略)

第6条 地域協力の促進 (略)

第三章 発電 (略)

(第7条 新規発電の認可手続、第8条 新規発電の入札)

第四章 送電系統運用

第9条 送電系統及び送電系統運用者の分離

1. 加盟国は、2012年3月3日以降、次の事項を行うことを確保しなければならない。
 - (a) 送電系統を所有する各事業者が送電系統運用者としての役割を担うこと。
 - (b) 同一の者に次に掲げる権限を与えないようにすること。
 - (i) 発電又は供給の何らかの業務を行う事業者に対して直接的又は間接的に支配権を行使し、かつ、送電系統運用者又は送電系統に対して直接的又は間接的に支配権又は何らかの権限を行使すること。
 - (ii) 送電系統運用者又は送電系統に対して直接的又は間接的に支配権を行使し、かつ、発電又は供給の何らかの業務を行う事業者に対して直接的又は間接的に支配権又は何らかの権限を行使すること。
 - (c) 同一の者に、送電系統運用者又は送電系統の事業者の監査役会、執行役員会又は当該事業者を法的に代表する組織の構成員を任命し、かつ、直接的又は間接的に発電又は供給の何らかの業務を行う事業者に対して支配権又は何らかの権限を行使する権限を与えないようにすること。
 - (d) 同一の者が、発電又は供給の何らかの業務を行う事業者の監査役会、執行役員会又は当該事業者を法的に代表する組織の構成員になり、同時に、送電系統運用者又は送電系統の業務を行う事業者のそれら組織の構成員になる権限を与えないようにすること。
2. 第1項の(b)及び(c)に規定する権限は、特に次の事項を内容とするものでなければならない。
 - (a) 投票権の行使
 - (b) 監査役会、執行役員会又は当該事業者を法的に代表する組織の構成員の任命
 - (c) 過半数の株式の所有
3. 第1項(b)における「発電又は供給の何らかの業務を行う事業者」は、天然ガスの域内市場のための共通規定に関する2009年7月13日の欧州議会及び理事会指令2009/73/ECに規定する「天然ガス生産又は天然ガス供給の何らかの業務を行う事業者」を含んでいなければならない。「送電系統運用者」及び「送電系統」においては、当該指令に規定する「天然ガス輸送系統運用者」及び「天然ガス輸送系統」を含んでいなければならない。
4. 加盟国は、送電系統運用者が垂直統合型事業者の一部を構成していないことを条件に、2013年3月3日に至る期間は、第1項(b)及び(c)の適用を免除することができる。
5. 第1項(a)に規定する義務は、送電系統を所有する2以上の事業者が当該送電系統に関係する2以上の加盟国において送電系統運用者として活動する合弁事業を設立した場合にはこれを満足するとみなされる。第13条に規定する独立送電運用者として又は第V章における独立系統運用者として認められない限り、その他の事業者は合弁事業の一部になることはできない。
6. この条の実施に当たって、第1項(b)、(c)及び(d)に規定する者が加盟国又は他の公共団体である場合で、2つの異なる公共団体の一方が送電系統運用者又は送電系統に、もう一方が発電又は供給の何らかの業務を行う事業者に対して支配権を行使している場合は、これらを同一の者とみなしてはならない。
7. 加盟国は、垂直統合型事業者の一部であった送電系統運用者が有する第16条に規定する商業的機密情報又は当該送電系統運用者の職員が、発電又は供給の何らかの業務を行う事業者に移されることのないよう確保しなければならない。
8. 2009年9月3日時点で、送電系統が垂直統合型事業者に属している場合、加盟国は、第1項を適用しないことを決定することができ

きる。その場合、当該加盟国は次の(a)又は(b)のいずれかを選択しなければならない。

(a) 第13条の規定に基づいて独立系統運用者を指定する。

(b) 第V章の規定に従う。

9. 2009年9月3日時点で、送電系統が垂直統合型事業者に属しており、かつ、第V章の規定より有効な独立性を保証する協定が存在する場合は、加盟国は、第1項を適用しないことを決定することができる。

10. この条第9項に規定する送電系統運用者として承認され、その指定を受ける事業者は、それに先だって、この指令第10条第4項、第5項及び第6項並びに規則(EC)No 714/2009第3条に規定する手続に従って認証されなければならない。それに従って欧州委員会は、その既存の協定が第V章の規定より送電系統運用者のより有効な独立性を明確に保証するものであることを確認しなければならない。

11. 送電系統を所有する垂直統合型事業者は、いかなる場合においても、第1項の規定を遵守するために処置をとることを妨げられてはならない。

12. 発電又は供給の何らかの業務を行う事業者は、いかなる場合においても、分離された送電系統運用者に対して直接的又は間接的に支配権又はいかなる権限をも行使してはならない。

第10条 送電系統運用者の指定及び認証

1. 送電系統運用者として承認されて指定を受ける事業者は、それに先だって、この条第4項、第5項及び第6項並びに規則(EC)No 714/2009第3条に規定する手続に従って認定されなければならない。

2. 送電系統を所有し、国の規制機関によって第9条の要件を遵守していると認定された事

業者は、次に掲げる認証手続に従って、加盟国によって送電系統運用者として承認及び指定されなければならない。その送電系統運用者の指定は欧州委員会に通知され、EU官報に公示されなければならない。

3. 送電系統運用者は、第9条の要件の遵守に関する再評価を必要とする可能性のあるような取引の予定があれば、これを規制機関に通知しなければならない。

4. 規制機関は、送電系統運用者の第9条の要件に係る継続的遵守を監視しなければならない。当該規制機関は、当該遵守を確保するための認証手続を次の時点で開始しなければならない。

(a) 第3項に規定する送電系統運用者による通知があった場合に開始する。

(b) 当該規制機関が、送電系統所有者又は送電系統運用者に対する権限又は影響力において計画された変更が第9条の規定に違反する結果となる可能性があると認識した場合、又は当該規制機関が、当該違反が生じたと信じるに足る理由を有する場合に、自発的に開始する。

(c) 欧州委員会からの根拠のある要求があった場合に開始する。

5. 当該規制機関は、送電系統運用者の認証に関する決定を、送電系統運用者による通知のあった日又は欧州委員会の要求のあった日から4月以内に採択しなければならない。その期限が経過した後は、当該認証は与えられたとみなす。当該規制機関の明示的又は黙示的な決定は、第6項に規定する手続の終了をもって効力を有しなければならない。

6. 当該規制機関は、遅滞なく、送電系統運用者の認証に関する明示的又は黙示的な決定を、その決定に関するすべての関連情報を添付して、欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、規則(EC)No 714/2009第

- 3条に規定する手続に従って行動しなければならない。
7. 規制機関及び欧州委員会は、送電系統運用者及び発電又は供給の何らかの業務を行う事業者のこの条の規定に基づいた任務遂行に関して、それらの者からいかなる情報をも求めることができる。
8. 規制機関及び欧州委員会は商業的機密情報の機密を守らなければならない。

第11条 第三国に関する認証

1. 第三国の者によって支配されている送電系統所有者又は送電系統運用者から認証の要請があった場合は、当該規制機関は、欧州委員会に通知しなければならない。
- 当該規制機関は、第三国の者が、送電系統所有者又は送電系統運用者の支配権を獲得する結果となるような事態についても、遅滞なく、欧州委員会に通知しなければならない。
2. 当該送電系統運用者は、第三国の者が送電系統所有者又は送電系統運用者の支配権を獲得する結果となるような事態について、規制機関に通知しなければならない。
3. 当該規制機関は、送電系統運用者の認証に関する決定案を、送電系統運用者による通知のあった日から4月以内に採択しなければならない。当該規制機関は、次に掲げる各号が満たされない場合は認証を拒絶しなければならない。
- (a) 当該法主体が、第9条の規定を遵守していることを証明すること。
- (b) 認証を与えることが、当該加盟国及び欧州共同体のエネルギー供給の安全性に危機をもたらすものではないことを、規制機関又は当該加盟国が指定するその他の監督機関に対して証明すること。この問題を考慮するに際し、当該規制機関又は指定されたその他の監督機関は、次の事項を考慮に入

れなければならない。

- (i) 欧州共同体が当事者として1又はそれ以上の第三国と締結したエネルギー供給の安全性に関する問題を対象とした協定を含む、国際法に照らして生じる当該第三国に対する欧州共同体の権利及び義務
- (ii) 欧州共同体の法令を遵守している限りにおいて、当該第三国と締結した協定に照らして生じる同国に対する当該加盟国の権利及び義務
- (iii) 当該事例並びに当該第三国のその他の具体的な事実及び状況
4. 当該規制機関は、当該決定について、そのすべての関係情報を添えて、欧州委員会に遅滞なく通知しなければならない。
5. 加盟国は、規制機関又は第3項(b)に規定する指定監督機関が、当該規制機関が認証に関する決定を採択するに先立って、次の事項に関して欧州委員会に意見を要請することを規定しなければならない。
- (a) 当該主体が第9条の規定を遵守しているか。
- (b) 認証を与えることが、欧州共同体にエネルギー供給の安全性の危機をもたらさないか。
6. 欧州委員会は、第5項に規定する要請を受領後、直ちに、これを調査する。当該要請を受領してから2月以内に、欧州委員会は、その意見を当該国の規制機関に対して、又は、要請が指定監督機関からなされている場合はその機関に、表明しなければならない。
- 意見を準備するに際し、欧州委員会は、エネルギー規制者協力機関、関係加盟国及び利害関係者に見解を求めることができる。欧州委員会が当該要求を行う場合には、2月の期限は2月延長されなければならない。
- この項第1段落及び第2段落に規定する期限内に、欧州委員会の意見がなかった場合に

は、欧州委員会は当該規制機関の決定に反対しないものとみなされる。

7～11. (略)

第12条 送電系統運用者の任務

送電系統運用者は、次に掲げる事項に責任を負わなければならない。

- (a) 環境に関して安全で、信頼性があり、かつ、効率的な送電系統の経済的な条件の下での送電、運用、維持及び開発の妥当な需要に対応するために系統の長期的な能力を確保すること。
- (b) サービス提供の義務に応えるための適切な手段を確保すること。
- (c) 適切な送電能力及び系統の信頼性を通じて安定供給に貢献すること。
- (d) 他の相互接続された系統との取引を考慮に入れて、系統上の電力潮流を管理すること。そのため、安全で、信頼性がありかつ効率的な電力系統を確保し、これに関連して、需要反応⁽³⁾によるものも含め、系統が相互接続されているその他の送電系統から利用することが可能でない限りすべての必要なアンシラリー・サービス⁽⁴⁾を利用可能とすることを確保すること。
- (e) その系統が相互接続している他の系統の運用者に対して、相互接続した系統の安全かつ効率的な運用、協調した開発及び相互運用性を確保するための十分な情報を提供すること。
- (f) 系統利用者間において、又は系統利用者の種別間において、特に、関連事業者の利益になるような非差別性を確保すること。
- (g) 系統利用者に対して、系統への効率的な

接続のために必要となる情報を提供すること。

(h) (略)

第13条 独立系統運用者

1. 送電系統が、2009年9月3日における垂直統合型事業者に属する場合、加盟国は、第9条第1項の規定を適用しないことを決定することができる。送電系統所有者の提案に基づいて独立系統運用者を指定することができる。当該指定は欧州委員会の承認を受けなければならない。
2. 加盟国は、次の各号が満たされる場合に限り、独立系統運用者を承認し指定することができる。
 - (a) 当該運用候補者が、第9条第1項(b)、(c)及び(d)を遵守していることを証明したこと。
 - (b) 当該運用候補者が、第12条の規定に基づいてその任務遂行のために必要な自由裁量可能な財政的、技術的、物的及び人的資源を有していることを証明したこと。
 - (c) 系統開発10か年計画を規制機関が監視することに対して当該運用候補者が同意したこと。
 - (d) 送電系統所有者が、第5項に規定する義務の遵守能力を証明したこと。送電系統所有者は、そのために、契約の際に事業者候補及びその他の関連法主体相互での取決めの全草案を提示しなければならない。
 - (e) 当該運用者候補が、欧州及び地域全体における送電系統運用者の協力等の、規則(EC)No 714/2009に規定する義務を履行するその能力を証明したこと。

(3) 時間帯によって高い料金を設定することにより、顧客が消費量を抑制する反応を利用し、また、緊急時等に顧客に使用抑制又は遮断を要請することのできる契約を締結する等の顧客の主体的な行動を巻き込んだ消費抑制の枠組み。

(4) 前掲注(2)

3. 第11条及びこの条第2項に規定する要件を満たしていると規制機関によって証明された事業者は、加盟国によって独立系統運用者として承認され、これに指定されなければならない。この指令第10条及び規則(EC)No 714/2009第3条又はこの指令第11条のいずれかに規定する証明手続が適用されなければならない。
4. 各独立系統運用者は、利用料金、混雑料金及び規則(EC)No 714/2009第13条の規定による送電系統運用者相互補償制度に基づく支払いの徴収も含めて、第三者利用の認可及び管理に責任を負い、また、送電系統の運用、維持及び開発並びに投資計画を通じた適切な需要を満たす系統の長期的な能力を保証しなければならない。送電系統を開発する場合には、独立系統運用者は新規基盤の計画策定(認可手続を含む)、建設及び運用開始に責任を負わなければならない。そのために、独立系統運用者は、この章の規定に従って送電系統運用者として行動しなければならない。その送電系統所有者は、第三者利用の認可及び管理又は投資計画策定に責任を負ってはならない。
5. 独立系統運用者が指定された場合、送電系統所有者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (a) 独立系統運用者に対し、その任務を遂行するために、特にあらゆる適切な情報を含む、あらゆる適切な協力及び支援を提供すること。
 - (b) 独立系統運用者が決定し、規制機関が承認した投資に資金供給を行い、又は当該独立系統運用者を含む利害関係者による資金調達に同意すること。当該資金調達計画は規制機関の承認を得ること。当該承認に先立って、規制機関は、送電系統所有者その他利害関係者の意見を聞かなければならな

いこと。

- (c) 独立系統運用者の任務に関係する責任を除く、系統資産に関係するすべての責任を負うこと。
 - (d) (b)の規定により同意を与えた独立系統運用者等の利害関係者による資金調達の場合を除き、系統拡張への資金調達を促進することを保証すること。
6. 規制機関との緊密な協力において、関係国内競争当局は、送電系統所有者の第5項に規定する義務の遵守を効果的に監視するための適切なすべての権限を与えられなければならない。

第14条 送電系統所有者の分離

1. 独立系統運用者が指定された場合で、垂統合型事業者の1部門である送電系統所有者は、少なくとも法的形態、組織及び政策決定において、送電に関係しない他の活動から独立していなければならない。
2. 第1項に規定する送電系統所有者の独立性を確保するために、次に掲げる最低基準を適用しなければならない。
 - (a) 送電系統所有者の経営責任者は、発電、配電及び電力供給の日常的運用に直接的又は間接的に責任を負う統合型電力事業の会社組織に関与してはならない。
 - (b) 送電系統所有者の経営責任者が独立して活動することができるような方法で、その職業的利益が考慮されることを確保するための適切な措置がとられなければならない。
 - (c) 送電系統所有者は、差別的行為を排除し、その履行の適切な監視を確保することを規定する法令遵守計画を策定しなければならない。当該計画は、被用者がそれらの目的を果たすための具体的な義務を定めなければならない。とられた措置を記載する年次

報告が、当該法令遵守計画の監視に責任を負う者又は団体によって規制機関に提出され、公表されなければならない。

3. 欧州委員会は、送電系統所有者のこの条第2項の完全かつ効果的な遵守を確保するための指針を採択することができる。この指令を補完することによって本質的でない事項を修正するそれらの措置は、第46条第2項に規定する審査を伴う規制手続に従って採択されなければならない。

第15条 給電及び需給調整

1. 入札仕様による義務その他の契約義務に基づく電力供給を妨げることなく、送電系統運用者は、その地域における発電設備の給電及び他系統との相互接続装置の使用の決定に関する業務を有する場合、これらの業務に責任を負わなければならない。
2. 発電設備の給電及び相互接続装置の使用は、正当な権限を有する国内規制機関が承認する客観的で、公開され、かつ、非差別的に適用される規準に基づいて決定され、域内電力市場の適正な機能を確保するものでなければならない。当該規準は、発電設備又は相互接続による転送から利用可能な電力の経済的優位及び当該系統の技術的制約を考慮するものでなければならない。
3. 加盟国は、系統運用者に対し、再生可能エネルギー源を使用した発電設備の給電に際しては、指令2009/28/EC第16条の規定に従って行動するよう要求しなければならない。加盟国は、系統運用者に対し、熱電併給の発電設備の給電を行う場合は、これを優先するよう要求することができる。
4. 加盟国は、安定供給を理由として、国産の1次エネルギーの燃料源を用いる発電設備の給電について、いかなる暦年においても当該加盟国で消費する電力生産に必要な全1次エ

ネルギーの15%以下であれば、これを優先するよう指示することができる。

5～7. (略)

第16条 送電系統運用者及び送電系統所有者の守秘義務 (略)

第V章 独立送電運用者

第17条 資産、設備、職員及び主体

1. 送電系統運用者は、この指令に規定する義務を履行し、送電事業を遂行するために必要なあらゆる人的、技術的、物的及び財政的資源を備えていなければならない、特に次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 送電系統を含む、送電事業に必要な資産は、送電系統運用者によって所有されていること。
 - (b) あらゆる共同任務の実施を含め、送電事業に必要な職員は、送電系統運用者によって雇用されること。
 - (c) 垂直統合型事業者への、又は、同事業者からの職員の派遣及びサービス提供は禁止されること。ただし、送電系統運用者は、次に掲げる条件を満たす限りにおいて垂直統合型事業者へのサービス提供を行うことができる。
 - (i) 当該サービスが、系統利用者間を区別せず、同じ条件ですべての系統利用者が利用することができ、かつ、発電又は供給における競争を制限し、歪め又は妨害しないこと。
 - (ii) 当該サービスの提供条件が規制機関によって承認されていること。
 - (d) 第20条に規定する監査役会の決定を妨げることなく、将来の投資計画のため及び既存資産を交換するために充当する財源が、送電系統運用者のしかるべき要請に応

- じて、期限までに垂直統合型事業者によって、送電系統運用者に利用可能とされること。
2. 送電事業には、第12条に列挙するものに加えて、少なくとも次の各号に掲げる任務を含んでいなければならない。
 - (a) 送電系統運用者を代表すること並びに第三者及び規制機関と折衝すること。
 - (b) 欧州送電系統運用者ネットワークにおいて当該送電系統運用者を代表すること。
 - (c) 系統利用者相互又は系統利用者の種別相互において差別をしない第三者利用を許可及び管理すること。
 - (d) 利用料金、サービス購入（需給調整費用、損失補てんのための電力）等のアンシリリー・サービスの需給調整料金を含む、送電系統に関係するあらゆる料金を徴収すること。
 - (e) 安全、効率的かつ経済的な送電系統を運用、維持及び開発すること。
 - (f) 妥当な需要を満足させる系統の長期的な能力を確保し、安定供給を保証する投資を計画すること。
 - (g) 地域市場の創設を促進し、又は自由化工程を促進する目的を追求する、1以上の送電系統運用者、電力取引業者及びその他の関係者との適切な合併事業を設立すること。
 - (h) 法務、会計及び情報通信のサービスを含む、すべての共同サービスを行うこと。
 3. 送電系統運用者は、理事会指令68/151/EEC第1条に規定する法的形態で組織されなければならない。
 4. 送電系統運用者は、その社名、情報通信、商標及び施設において、垂直統合型事業者又はそのいかなる部分とも異なる主体であるという点において混同を生じさせてはならない。

5. 送電系統運用者は、情報通信システム又は機器、物的資産及び警備システムを、当該垂直統合型事業者のいかなる部分とも共有してはならず、情報通信システム又は機器及び警備システムのために同一の顧問又は外部の請負業者を使用してはならない。
6. 送電系統運用者の関係は、当該垂直統合型事業者又はその一部の監査を行う業者以外の監査業者によって監査されなければならない。

第18条 送電系統運用者の独立性

1. 第20条に規定する監査役会の決定を妨げることなく、送電系統運用者は、次の権限を有しなければならない。
 - (a) 送電系統を運用、維持又は開発するために必要な資産に関する、垂直統合型事業者から独立した事実上の意思決定権限
 - (b) 特に、借款及び増資により、証券市場において資金を調達する権限
2. 送電系統運用者は、送電事業を適切かつ効率的に遂行し、効率的、安全かつ経済的な送電系統を開発及び維持するために必要な資源を確保するために常に行動しなければならない。
3. 発電又は供給の業務を行う垂直統合型事業者の子会社は、送電系統運用者の株式を直接的又は間接的に保有してはならない。当該送電系統運用者は、発電又は供給の業務を行う垂直統合型事業者の子会社の株式を、直接的又は間接的に保有してはならず、当該子会社から配当又はその他のいかなる財政的便益も受けてはならない。
4. 送電系統運用者の全体の管理組織及び法人定款は、この章の規定に従う送電系統運用者の事実上の独立性を確保しなければならない。垂直統合型事業者は、送電系統運用者の日常の活動及び系統管理に関する、又は第

22条に規定する系統開発10か年計画の準備に必要な活動に関する、送電系統運用者の競争的行動に対し、直接的又は間接的に影響を及ぼしてはならない。

5. この指令第12条及び第17条第2項並びに規則(EC)No 714/2009第14条、第15条及び第16条に規定する任務を遂行するに当たって、送電系統運用者は、個別の者又は法主体を差別してはならず、発電又は供給における競争を制限し、歪め、又は妨害してはならない。
6. 送電系統運用者から垂直統合型事業者への融資を含む、垂直統合型事業者及び送電系統運用者の間におけるあらゆる商業的及び財務的關係は、市場の条件を遵守しなければならない。送電系統運用者は、そのような商業的及び財務的關係の詳細な記録を保存し、要請に応じてこれらを規制機関の利用に供さなければならない。
7. 送電系統運用者は、すべての垂直統合型事業者との商業的及び財政的協定を規制機関に提出し、その承認を受けなければならない。
8. 送電系統運用者は、第17条第1項(d)に規定する将来の投資計画及び既存の資産の交換のために利用可能となる財政的資源について規制機関に通知しなければならない。
9. 垂直統合型事業者は、送電系統運用者がこの章に規定するその義務を履行することを妨げ又は先入観を持たせるいかなる行動も行ってはならず、送電系統運用者がその義務を履行するに当たって垂直統合型事業者に対して許可を求めるよう要求してはならない。
10. 規制機関によってこの章に規定する要件を満たしていると証明された事業者は、加盟国によって送電系統運用者として承認されなければならない。この指令第10条及び規則(EC)No 714/2009第3条又はこの指令第11条のいずれかに規定する証明手続を適用しなければ

ならない。

第19条 送電系統運用者の従業員及び経営の独立性

1. 送電系統運用者の経営責任者及び経営組織の構成員の任命、再任、報酬等の勤務条件及び解雇に関する決定は、第20条の規定に従って任命される当該送電系統運用者の監査役会によって行われなければならない。
2. 監査役会が任命又は再任する送電系統運用者の経営責任者又は経営組織の構成員の身元、勤務条件、任期及び解任条件並びに解任決定案の場合は、その理由を、規制機関に通知しなければならない。第1項に規定する条件及び決定は、規制機関が通知後3週間以内に反対しない場合に限って有効となる。

当該規制機関は第1項に規定する当該決定に対し、次の各号に掲げる場合に反対することができる。

 - (a) 経営責任者又は経営組織の構成員に任命された者の職業上の独立性に疑義が生じた場合
 - (b) 中途解任の場合で、当該中途解任の理由付けに疑義が生じた場合
3. この項の適用を受ける送電系統運用者の経営責任者及び経営組織の構成員は、その任命に先立つ3年の間、垂直統合型事業者若しくはその送電系統運用者以外の部門又はその支配的株主との関係において、直接的又は間接的に、その職位又は職責を有し、又は利害若しくは商取引の関係を有してはならない。
4. 経営者及び経営組織の構成員並びに送電系統運用者の被用者は、垂直統合型事業者若しくはそのいかなる部門又はその支配的株主との関係において、直接的又は間接的に、その職位又は職責を有し、又は利害若しくは商取引の関係を有してはならない。
5. 経営者及び経営組織の構成員並びに送電系

- 統運用者の被用者は、垂直統合型事業者の送電系統運用者以外のいかなる部門との関係において、直接的又は間接的に、利害を持ち又はこれから財政的利益を受けてはならない。
- 送電系統運用者の経営者及び経営組織の構成員は、その中途解任に対して規制機関への実質的な不服申立ての権利が保障されなければならない。
 - 送電系統運用者における任期終了後の経営責任者及び経営組織の構成員は、少なくとも4年の間、垂直統合型事業者若しくはその送電系統運用者以外のいかなる部門又はその支配的株主との間において、職位又は職責、利害又は商取引関係を有してはならない。
 - 第3項は、送電系統運用者の経営責任者及び経営組織の構成員の過半数に適用しなければならない。

第3項の適用を受けない送電系統運用者の経営責任者及び経営組織の構成員は、その任命に先立つ少なくとも6月の間、垂直統合型事業者の経営又はその他の関係業務を行ったことがあってはならない。

この項第1段落及び第4項から第7項までの規定は、経営幹部に属する者に対して系統の運用、維持又は開発関係事項を直接報告する者すべてに適用可能にしなければならない。

第20条 監査役会

- 送電系統運用者は、その内部に、株主の資産価値に重大な影響を与える可能性のある決定、特に、年間及び長期財政計画、送電系統運用者の負債額の程度並びに株主への配当額の承認に関する決定を行う監査役会を有しなければならない。監査役会に付託される決定は、送電系統運用者の日常活動及び系統管理並びに第22条の規定に従って策定される系統開発10か年計画の準備に必要な活動に関

してはその対象から除外しなければならない。

- 当該監査役会は、垂直統合型事業者の代表及び第三者株主の代表並びに加盟国の関係法令に規定があれば送電系統運用者の被用者等のその他の利害関係者の代表によって構成されなければならない。
- 第19条第2項第1段落及び第19条第3項から第7項までの規定は、少なくとも、監査役会の半数から1を減じた数の構成員に適用しなければならない。

第19条第2項第2段落(b)は、監査役会のすべての構成員に適用しなければならない。

第21条 法令遵守計画及び法令遵守担当者

- 加盟国は、送電系統運用者が、差別的行為の排除を確保するための措置を定めた法令遵守計画を策定及び実施し、当該計画の遵守が適切に監視されることを確保しなければならない。当該法令遵守計画は、被用者がこれらの目標に対応するための具体的義務を定めなければならない。当該計画は、規制機関によって承認されなければならない。国の規制機関の権限を妨げることなく、当該計画の遵守は法令遵守担当者によって独立して監視されなければならない。
- 法令遵守担当者は、監査役会によって任命され、規制機関によって承認されなければならない。規制機関は、独立性又は専門的能力の欠如という理由に限って法令遵守担当者の承認を拒否することができる。法令遵守担当者は、自然人又は法人のいずれでもよい。第19条第2項から第8項までの規定は、法令遵守担当者に適用しなければならない。
- 法令遵守担当者は、次の各号に掲げる任務を行わなければならない。
 - 法令遵守計画の実施の監視
 - 年次報告書の作成、法令遵守計画を実施

するためにとる措置の策定及びその規制機関への提出

(c) 監査役会への報告並びに法令遵守計画及びその実施に関する提案の提出

(d) 法令遵守計画の実施に関する重大な違反について規制機関への通知

(e) 垂直統合型事業者及び送電系統運用者相互の間に商業的及び財務的關係がある場合の規制機関への報告

4. 法令遵守担当者は、系統における投資計画又は個別の投資に関する決定の提案を規制機関に提出しなければならない。これは、遅くとも、送電系統運用者の経営又は権限ある管理組織が監査役会にそれらを提出する時までに行わなければならない。

5. 垂直統合型事業者が、総会において、又はそれが任命されている監査役会の構成員の投票を通じて決定の採択を妨げ、系統開発 10 か年計画に基づいた今後 3 年間に実施予定の投資に停止又は遅延をもたらす場合には、法令遵守担当者はこれを規制機関に報告しなければならない。当該規制機関は、第 22 条の規定に従って行動しなければならない。

6. 法令遵守担当者の任期等の委任又は雇用条件を規定する条件は、規制機関によって承認されなければならない。当該条件は、その任務を遂行するために必要なすべての資源を提供することを含め、法令遵守担当者の独立性を確保するものでなければならない。法令遵守担当者は、その委任の期間、直接的又は間接的に、垂直統合型事業者のいかなる部門の内部において又はそれとの間で又は支配的株主と他の職位、職責又は利害關係にあってはならない。

7. 法令遵守担当者は、口頭又は書面で、規制機関に対し定期的に報告しなければならない。口頭又は書面で、送電系統運用者の監査役会に対して定期的に報告する権利を有しなければ

ならない。

8. 法令遵守担当者は、送電系統運用者の経営又は管理組織並びに監査役会及び総会のすべての会議に出席することができる。法令遵守担当者は、次に掲げる事項を扱う会議には出席しなければならない。

(a) 規則 (EC)No 714/2009 に規定する系統の利用条件、特に、料金、第三者利用サービス、容量割当て及び混雑管理、透明性、需給調整並びに二次的市場

(b) 相互接続及び接続投資等の、送電系統運用者の運用、維持及び開発を行うために企画される計画

(c) 送電系統の運用のために必要なエネルギーの購入又は販売

9. 法令遵守担当者は、送電系統運用者の第 16 条の遵守を監視しなければならない。

10. 法令遵守担当者は、送電系統運用者に関するすべてのデータを閲覧し、及びその事務所に入り、並びにその任務を果たすために必要な情報すべてを入手しなければならない。

11. 規制機関による事前承認の後に、監査役会は、法令遵守担当者を解任することができる。監査役会は、規制機関の要請により、独立性又は専門的能力の欠如を理由に法令遵守担当者を解任しなければならない。

12. 法令遵守担当者は、送電系統運用者の事務所に、予告することなく立ち入らなければならない。

第 22 条 系統開発及び投資決定権限

1. 毎年、送電系統運用者は、現在及び将来の需要及び供給に基づく系統開発 10 か年計画をすべての適切な利害関係者と協議した上で、規制機関に提出しなければならない。当該系統開発計画は、系統の適切性及び安定供給を保証する効率的な対策を含んでいなければ

- ばならない。
2. 当該系統開発 10 か年計画は、特に、次に掲げる事項を満たさなければならない。
 - (a) 今後 10 年間に建設又は改善が必要な送電の主要基盤を、市場参加者に示すこと。
 - (b) 既決のすべての投資を含み、今後 3 年間に実行されるべき新規の投資を提示すること。
 - (c) 全投資事業の時間枠を規定すること。
 3. 送電系統運用者は、系統開発 10 か年計画を策定する場合は、地域的及び欧州共同体広域系統の投資計画を考慮して、発電、供給、消費及び他の国との取引の展開について合理的な仮定を立てなければならない。
 4. 規制機関は、系統開発 10 か年計画について、実際の又は潜在的な系統利用者と、公開かつ透明な方法で協議しなければならない。潜在的系統利用者であると主張する者又は事業者に対しては、その主張を実証することを求めることができる。当該規制機関は、特に、投資の必要の可能性等、協議手続の結果を公表しなければならない。
 5. 規制機関は、系統開発 10 か年計画が協議手続の間に確認されたすべての必要な投資を含んでいるか、また、それが規則 (EC)No 714/2009 第 8 条第 3 項(b)に規定する非拘束的な欧州共同体広域系統開発 10 か年計画（欧州共同体広域系統開発計画）と整合しているかを調査しなければならない。欧州共同体広域系統開発計画との整合性に疑義が生じる場合は、当該規制機関は、エネルギー規制者協力機関と協議しなければならない。当該規制機関は、送電系統運用者に対し、その系統開発 10 か年計画の修正を求めることができる。
 6. 規制機関は、系統開発 10 か年計画を監視し、評価しなければならない。
 7. 送電系統運用者が、不可抗力によらず、系統開発 10 か年計画に定める今後 3 年間に実

施予定の投資計画を実施しない場合、加盟国は、当該投資が最新の系統開発 10 か年計画に基づいて依然として適切であるならば、当該投資が行われることを確保するために、少なくとも次に掲げる対策のうち 1 つを講じるよう規制機関が要求されることを確保しなければならない。

- (a) 送電系統運用者に当該投資を実施するよう要求すること。
- (b) すべての投資家に開かれた当該投資の入札手続を進めること。
- (c) 送電系統運用者に、必要な投資の資金調達のために増資を認めさせ、独立した投資家の資本参加を可能とするよう義務づけること。

規制機関が第 1 段落(b)に基づいてその権限を行使する場合は、送電系統運用者に次に掲げる項目の 1 又はそれ以上に同意させることができる。

- (a) 第三者から資金を調達すること。
- (b) 第三者によって建設すること。
- (c) 自身の新しい資産を構築すること。
- (d) 自身の新しい資産を運用すること。

送電系統運用者は、投資を行うために必要なすべての情報を投資家に提供し、送電系統に新規資産を接続するものとし、かつ、一般的に投資事業の実施を促進する最善の努力を行わなければならない。

これに関係する財務的取決めは、規制機関の承認を受けなければならない。

8. 規制機関が第 7 項第 1 段落に基づいてその権限を行使する場合は、当該投資の費用は、関連する料金規制によって賄われなければならない。

第 23 条 新規発電所の送電系統への接続に関する決定権限

1. 送電系統運用者は、送電系統への新規発電

所の非差別的な接続のための透明かつ効率的な手続を策定し、公表しなければならない。当該手続は、国の規制機関の承認を受けなければならない。

2. 送電系統運用者は、送電系統の離れた部分での混雑等、系統容量に対して将来的に利用の限界となる可能性を理由に新規発電所の接続を拒否する権利を有してはならない。送電系統運用者は、必要な情報を供給しなければならない。
3. 送電系統運用者は、接続点に近接する系統部分に容量増加が必要となることにより追加的費用が発生することを理由に新規接続を拒否する権利を有してはならない。

第Ⅵ章 配電系統運用 (略)

(第 24 条 配電系統運用者の指定、第 25 条 配電系統運用者の任務、第 26 条 配電系統運用者の分離、第 27 条 配電系統運用者の守秘義務、第 28 条 閉鎖的配電系統、第 29 条 合同運用者)

第Ⅶ章 会計の分離及び透明性 (略)

(第 30 条 会計への調査権、第 31 条 会計の分離)

第Ⅷ章 系統利用組織

第 32 条 第三者利用

1. 加盟国は、送電系統及び配電系統への第三者利用の制度を、すべての適格な顧客に対し、客観的かつ系統利用者を差別することなく、公表した料金に基づき、実施することを確保しなければならない。加盟国は、第 37 条に従い、その実施に先立って、それらの料金又はそれらの計算方法が、承認され、かつ、それらの料金、及び計算方法のみが承認された場合はその計算方法を公表することを確保し

なければならない。

2. 送電系統又は配電系統運用者は、必要な容量に欠ける場合はその利用を拒絶することができる。その拒絶には、特に、第 3 条を考慮し、客観的かつ技術的及び経済的に正当化される規準に基づいて、十分に正当な根拠が与えられなければならない。加盟国がそのように定める規制機関又は加盟国は、それらの規準が矛盾なく適用され、また、利用を拒絶された系統利用者が紛争解決手続を利用することができるよう確保しなければならない。規制機関はまた、利用が拒絶された場合に、必要に応じて、送電系統又は配電系統運用者が系統を強化するために必要になると思われる措置に関する関連情報を提供することを確保しなければならない。当該情報を求める当事者には当該情報提供の経費に見合う合理的な料金を課すことができる。

第 33 条 市場開放及び互惠主義

1. 加盟国は、適格な顧客を次の者により構成することを確保しなければならない。
 - (a) 2004 年 6 月 30 日までの、96/92/EC 指令第 19 条第 1 項から第 3 項に規定された適格な顧客。加盟国は毎年 1 月 31 日までにそれらの適格な顧客の規準を公表すること。
 - (b) 2004 年 7 月 1 日以降における、すべての世帯以外の顧客
 - (c) 2007 年 7 月 1 日以降における、すべての顧客
2. 電力市場の開放における不均衡を回避するために、
 - (a) 他の加盟国の系統における適格な顧客との電力供給の契約は、当該顧客がその属する両系統において適格であるとみなされる限り、禁止してはならない。
 - (b) (a)に規定する相互取引が、両系統の片方

のみにおいて適格であるという理由によって拒絶された場合には、欧州委員会は、市場の状況及び共通の利益を考慮して、当該適格な顧客が居住する加盟国の要求があれば、要求された供給を、拒絶する当事者に実施することを義務付けることができる。

第34条 直接線 (略)

第Ⅸ章 国内規制機関

第35条 規制機関の指定及び独立性

1. 各加盟国は、各国において、単一の国の規制機関を指定しなければならない。
2. 第1項は、規則(EC)No 713/2009 第14条第1項の規定に基づいたエネルギー規制者協力機関の役員会内での欧州共同体のレベルにおける代表及び連絡窓口となる上級代表が存在することを条件として、加盟国内の地域の他の規制機関を指定することを妨げてはならない。
3. 第1項の特例として、加盟国は、2008年における消費量が同国全体の3%未満である孤立した地域における小規模系統のための規制機関を指定することができる。この特例は、規則(EC)No 713/2009 第14条第1項の規定に基づいた機関の規制者委員会内での欧州共同体のレベルにおける代表及び連絡窓口となる上級代表が存在することを条件として、加盟国内の地域の他の規制機関を指定することを妨げてはならない。
4. 加盟国は、規制機関の独立性を保障しなければならない。同機関がその権限を偏りなく透明性をもって実施することを確保しなければならない。その目的のために、加盟国は、この指令及び関連法令によって委任された規制任務を遂行するに当たって、規制機関が次に掲げる各号を満たしていることを確保しな

なければならない。

- (a) 他のいかなる公的又は私的法主体から、法的に別個のものであり、かつ、機能的に独立していること。
- (b) その職員及びその経営責任者が、次の事項を満たしていることを確保すること。
 - (i) あらゆる市場利害から独立して行動すること。
 - (ii) その規制任務を遂行するに当たり、いかなる政府又はその他の公的若しくは私的実体からの直接の指示も求め、又は受けてはならないこと。この要件は、他の関連する国の規制機関との緊密な協力又は、該当するならば、第37条に規定する規制権限及び任務に関連しない政府の発行する一般政策指針を妨げるものではない。
5. 規制機関の独立性を守るために、加盟国は、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。
 - (a) 規制機関が、いかなる政治的団体からも独立し、自律的な決定を行うことができること、及び割り当てられた予算の執行に自立性を持ち、その任務を遂行するための適切な人的及び財政的資源となる個別の年間予算の割当てを持つこと。
 - (b) 規制機関の役員会の構成員又は、役員会が存在しない場合は、当該規制機関の最高幹部が5年から7年の固定期間について指名され、1度の更新を可能とすること。第1段落(b)に関して、加盟国は、役員会又は最高幹部のための適切な輪番の枠組みを確保しなければならない。当該役員会の構成員又は、役員会が存在しない場合、その最高幹部の任期中の解任は、この条に規定する条件を満たさなくなり、又は国内法上の不正行為で有罪となった場合に限り行うことができる。

第 36 条 規制機関の一般的な目標

規制機関は、この指令に規定する規制任務を遂行するに当たり、第 37 条に規定する任務及び権限の枠組みにおける次に掲げる目標を追求するために、該当するならば、競争担当機関を含むその他の関連する国内機関と、それらの権限を妨げることなく、緊密に協議しつつ、あらゆる合理的な措置をとらなければならない。

- (a) 長期目標を考慮し、エネルギー規制者協力機関、他の加盟国の規制機関及び欧州委員会と緊密に協力しつつ、競争的、安定的かつ環境面で持続可能な欧州共同体域内の電力市場を、また、欧州共同体におけるすべての顧客及び供給者に開かれた、効果的かつ確実な電力システムの運用のための適切な条件を確保する効果的な市場を推進する。
- (b) (a)に規定する目標達成のために、欧州共同体の域内に競争的かつ適切に機能する地域市場を発展させる。
- (c) 需要を満足させる適切な国際送電能力を開発し、欧州共同体を横断する電力の潮流を促進させる各国市場の統合拡大等、加盟国間の電力取引に関する制約を排除する。
- (d) 最も費用対効果の高い方法における、消費者指向の、安定的、確実かつ効率的な差別のない系統開発を達成することを支援し、送電及び配電網双方における再生可能エネルギー源及び分散型電源からの大規模及び小規模の発電の統合等、系統の適正性並びに、一般エネルギー政策の目標に合致したエネルギー効率を推進する。
- (e) 特に、新規市場参入者の、また再生可能エネルギーからの電力の接続を妨げる障壁を除去するなど、新規電源の系統接続を促進する。
- (f) 系統運用者及び系統利用者に、短期的にも長期的にも、系統能力の効率性の向上及

び市場統合の促進に適切な誘因を与えることを確保する。

- (g) 効果的な競争を促進し、及び消費者保護確保を支援し、国内市場の効率的な機能を通じた顧客の利益を確保する。
- (h) 電力供給におけるユニバーサル・サービス及び公共サービスを高水準に達成することを支援し、弱い顧客の保護に貢献し、顧客の契約先変更に必要な情報交換手続の互換性に貢献する。

第 37 条 規制機関の任務及び権限

1. 規制機関は、次に掲げる任務を有しなければならない。
 - (a) 透明性のある規準に従って、送電又は配電の料金又はその算出方法を定め又は承認すること。
 - (b) 国際取引に関する義務も含み、送電及び配電系統運用者、該当するならば系統所有者、及び電気事業者が、この指令その他の欧州共同体の関係法令に規定する義務を履行することを確保すること。
 - (c) 国際取引に関して、関係加盟国の規制機関又は当局及びエネルギー規制者協力機関と協力すること。
 - (d) エネルギー規制者協力機関及び欧州委員会の関連する法的拘束力のある決定に従い、それらを実施すること。
 - (e) その活動及びその任務の遂行について、毎年、加盟国の関係当局、エネルギー規制者協力機関及び欧州委員会に報告すること。当該報告は、この条に掲げたそれぞれの任務に関してとられた行動及び得られた結果を含んでいなければならない。
 - (f) 送電、配電及び供給活動の間で相互補助が行われないことを確保すること。
 - (g) 送電系統運用者の投資計画を監視し、規則 (EC)No 714/2009 第 8 条第 3 項 (b) に規

- 定する欧州共同体広域系統開発計画との整合性に関して送電系統運用者の投資計画を評価しその年次報告書に記載することとし、当該評価は当該投資計画を修正する勧告を含めることができる。
- (h) 系統の安全性及び信頼性の規定の遵守を監視し、その過去の実施状況を再検討し、サービス及び供給の品質の基準及び要件を決定若しくは承認し、又は他の当局とそれらについて協力すること。
- (i) 卸価格等の透明性の程度を監視し、電気事業者が透明性の義務を履行することを確保すること。
- (j) 電力取引、前払い制度を含む世帯顧客向けの料金、供給会社変更率、接続遮断率、保守サービスの料金及びその実施、並びに世帯顧客による苦情等に関する卸及び小売段階における市場の開放及び競争の水準及び効果を監視し、関係競争当局に対し、関係情報を提供し、また関係事例を提出することを含めて競争の歪み又は制約に関して監視すること。
- (k) 大世帯が同時に複数の供給者と契約することを妨げ、又はその選択を制限する排他的条項等の、規制的契約事例の発生を監視し、必要に応じて、国内競争当局に当該事例を通知すること。
- (l) 欧州共同体法令と両立し欧州共同体の政策に合致する限りにおいて、中断可能な供給契約及び長期契約に関して契約の自由を尊重すること。
- (m) 送電及び配電系統運用者の接続及び補修に要する時間を監視すること。
- (n) 他の関係当局と協力し、附則 I に規定するものを含む消費者保護措置を効果的にし、かつ、その実施を確保することを支援すること。
- (o) 第 3 条に規定する供給料金の遵守に関する勧告を少なくとも毎年公表し、必要に応じて、競争当局に対してこれらを提供すること。
- (p) すべての顧客に対し、顧客の消費情報を利用に供し、任意に利用することができる容易に理解可能な国内での消費情報の統一様式を提供し、かつ、附則 I (h) に規定する当該情報を迅速に利用に供することを確保すること。
- (q) 規則 (EC) No 714/2009 の規定に基づく送電系統運用者、配電系統運用者、供給者及び顧客その他の市場関係者の役割及び責任に関する規定の履行を監視すること。
- (r) 安定供給に関する発電容量への投資を監視すること。
- (s) 欧州共同体及び第三国の送電系統運用者相互の技術協力を監視すること。
- (t) 第 42 条に規定する緊急措置の実施を監視すること。
- (u) 地域レベルで最も重要な市場手続のデータ交換手続の互換性に貢献すること。
2. 加盟国の規定があれば、第 1 項に規定する監視の任務は、規制機関以外の他の当局によって遂行することができる。その場合、当該監視によって得られる情報は、迅速に規制機関が入手することができるようにしなければならない。
- 独立性を維持し、固有の権限が妨げられることなく、より良い規制の原則に合致する限りにおいて、規制機関は、第 1 項に規定する任務を遂行する際に、必要に応じて、送電系統運用者と協議し、また、必要に応じて、他の関係国内当局と緊密に協力しなければならない。
- この指令の規定により規制機関又はエネルギー規制者協力機関によって与えられる承認は、この条の規定に基づく規制機関の正当な根拠ある将来のその権限の行使又は他の関係

当局若しくは欧州委員会によって課される制裁を妨げるものではない。

3. 規制機関は、この条第1項の規定に基づいて規制機関に委任された任務に加えて第13条の規定により独立系統運用者が指定された場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

(a) 送電系統所有者及び独立系統運用者のこの条に規定する義務の履行を監視し、不履行があれば第4項(d)の規定に基づいて制裁を課すこと。

(b) 独立系統運用者の義務の履行を確保するために、独立系統運用者及び送電系統所有者相互の関係及び通信を監視し、また、特に、契約を承認し、第11項の規定に従って独立系統運用者及び送電系統所有者のいずれから申し立てられる苦情に関しても両者の紛争調停機関として行動すること。

(c) 第13条第2項(c)に規定する手続を妨げることなく、最初の系統開発10か年計画のために、独立系統運用者によって毎年提示される投資計画及び多年次の系統開発計画を承認すること。

(d) 独立系統運用者が徴収する系統接続料金が系統所有者への代償を含み、経済的及び効率的に生じる範囲で、それが系統資産及びそれへの新規投資の十分な代償を提供することを確保すること。

(e) 送電系統所有者及び独立系統運用者の施設において、予告しない場合も含め、査察を行う権限を有すること。

(f) 規則(EC)No 714/2009第16条第6項の規定に従って独立系統運用者が徴収する混雑料金の用途を監視すること。

4. 加盟国は、規制機関が第1項、第3項及び第6項に規定する任務を効率的かつ迅速に遂行することができるための権限が与えられることを確保しなければならない。規制機関は、

これについて、次に掲げる権限を有しなければならない。

(a) 電気事業者への拘束力を有する決定を発すること。

(b) 電力市場の機能に関する調査を実施し、効果的な競争の促進及び市場の適切な機能確保のための必要かつ相応な措置を決定し課すこと。必要であれば、規制機関は、競争法に関連する査察を実施する際には、国内規制当局及び金融市場規制者又は欧州委員会と協力すること。

(c) 第三者への接続拒否を正当とする理由及び系統を増強するために必要な措置に関する情報等、規制機関の任務の遂行に関連する情報を電気事業者に対して要求すること。

(d) 電気事業者が、この指令又は規制機関若しくはエネルギー規制者協力機関の関連する法的拘束力を有する決定に規定する義務を履行しない場合には、効果的、相応かつ諫止効果のある制裁をその事業者に課し、又は管轄裁判所にそのような制裁を課すよう提案すること。これは、この指令に規定する義務の送電系統運用者又は垂直統合型事業者の不履行があれば、その者の年間総取引高の10%以下の制裁をその者に課し又は課すことを提案する権限を含んでいなければならない。

(e) 第11項及び第12項に規定する紛争の調停のための適切な調査の権利又は関連する命令権限

5. この条第1項及び第4項の規定によって委任される任務及び権限に加えて、送電系統運用者が第V章の規定に基づいて指定された場合は、当該規制機関は、少なくとも次に掲げる任務及び権限が与えられなければならない。

(a) 垂直統合型事業者を利する差別的行為に

- 関して、第4項(d)の規定に従って制裁を課すこと。
- (b) 送電系統運用者の義務の履行を確保するために、送電系統運用者及び垂直統合型事業者間の通信を監視すること。
- (c) 契約を承認し、第11項の規定に従って申し立てられるいかなる苦情に関しても、垂直統合型事業者及び送電系統運用者間の紛争調停機関として行動すること。
- (d) 垂直統合型事業者及び送電系統運用者間の融資等の商業的及び財務的關係を監視すること。
- (e) 垂直統合型事業者及び送電系統運用者間のすべての商業的及び財政的協定を、それらが市場条件に従う条件をもって承認すること。
- (f) 第21条第4項の規定に従って法令遵守担当者による通知があった場合に、垂直統合型事業者に正当な理由を要求すること。当該理由には、特に、最後まで垂直統合型事業者を利する差別的行動がなかったことの証明を含んでいなければならない。
- (g) 垂直統合型事業者及び送電系統運用者の施設への査察を、予告なしの査察を含めて、実施すること。
- (h) この指令に規定する送電系統運用者の義務について送電系統運用者による度重なる違反がある場合、特に、垂直統合型事業者を利する差別的な行為が繰り返された場合は、送電系統運用者のすべての又は特定の任務を、第13条の規定によって任命される独立系統運用者に割り当てること。
6. 規制機関は、少なくとも、次に掲げる事項の条件を算定又は策定するために使用される手法について、その施行に十分先立ってその策定又は承認に責任を負わなければならない。
- (a) 送電及び配電料金又はそれらの算定方法を含む、国内系統への接続及び利用。それらの料金又は計算方法は、それらの投資が系統の持続性を確保することができるような方法で、系統における必要な投資を実行可能とするものでなければならない。
- (b) 最も経済的な方法で実施され、系統利用者に電力供給及び購入を均衡させる適切な誘因を生じさせる需給調整サービスの提供。当該需給調整サービスは公正かつ非差別的な方法で提供され、客観的な規準に基づくものでなければならない。
- (c) 容量の割当て及び混雑管理に関する手続を含む、国際連携設備の利用
7. 第6項に規定する手法又は条件は公表されなければならない。
8. 料金又は計算方法及び需給調整サービスを策定又は承認する際に、規制機関は、送電及び配電系統運用者が、短期及び長期にわたり、効率性を向上させ、市場を統合し、安定供給及び関連研究活動支援を促進するための適切な誘因を与えられることを確保しなければならない。
9. 規制機関は、相互接続装置等の国内電力系統の混雑管理及び混雑管理規定の履行を監視しなければならない。この目的のために、送電系統運用者又は市場運用者は、それらの混雑管理規定を、容量割当てを含め、国の規制機関に提出しなければならない。国の規制機関は、当該規定の修正を求めることができる。
10. 規制機関は、送電及び配電系統運用者に、必要に応じて、この条に規定する料金又は手法等の条件を修正し、それらが相応であり非差別的に適用されることを確保するよう要求する権限を有しなければならない。送電及び配電料金の策定が遅延する場合、規制機関は、暫定的な送電及び配電料金又は計算方法を定め、又は承認し、最終的な送電及び配電料金又は計算方法が当該暫定的料金又は計算

方法とかい離する場合には、適切な補償的措置に関して決定する権限を有しなければならない。

11. 送電又は配電運用者に対して、この指令に規定するそれらの義務に関する苦情を申し立てる当事者は、当該苦情申立てを紛争調停機関として活動する規制機関に委託することができ、当該機関は、苦情申立てを受理した後2月以内に決定を行わなければならない。当該規制機関が追加的情報を求める場合、当該期間は、2月延長することができる。延長された期間は、苦情申立人の合意があれば、さらに延長することができる。当該規制機関の決定は、裁判所によって覆されない限り拘束力を有する。
12. この条の規定に従ってとられた手法に関する決定に関し、又は当該規制機関が相談に応じる義務を負う場合の、提案された料金又は計算方法に関して、影響を受けかつ苦情を申し立てる権利を有する当事者は、遅くとも決定又は決定案の公表の2月以内に、又は加盟国が規定するこれより短い期間に、再検討を求める申立てを行うことができる。当該申立ては、差止め効果を有してはならない。
13. 加盟国は、特に、消費者の損害及び略奪行為等、支配的地位の乱用を避けるために、適切かつ効率的な規制、管理及び透明性の仕組みを構築しなければならない。当該仕組みは、欧州共同体設立条約の規定を、特にその第82条を考慮しなければならない。
14. 加盟国は、この指令によって課される守秘規定が遵守されない場合に責任を負う自然人又は法人に対して、国内法に準拠する行政行為又は刑事裁判等の、適切な措置がとられることを確保しなければならない。
15. 第11条及び第12条に規定する申立ては、欧州共同体法又は国内法に規定する申立ての権利の行使を妨げてはならない。
16. 規制機関によって行われた決定は、司法審査に備えて、十分に根拠のある正当なものではない限り、商業的機密情報の守秘性を保護しつつ、公開されなければならない。
17. 加盟国は、規制機関の決定によって影響を受ける当事者が、関係者及びいかなる行政機関からも独立した機関に申立てを行う権利を有する適切な仕組みの存在を国内に確保しなければならない。

第38条 国際取引に関する規制体制

1. 規制機関は、相互に、緊密に協議及び協力し、エネルギー規制者協力機関との間でこの指令に規定する任務を達成するために必要な情報を相互に提供しなければならない。当該交換情報に関して、受領する機関は、提供元の機関に要求されるものと同等の機密性を確保しなければならない。
2. 規制機関は、地域段階において、次の各号について協力しなければならない。
 - (a) 最適な系統管理を可能とするための運用協定の策定を促進し、共同の電力取引及び国際接続容量の割当てを促進すること、並びに異なる加盟国の供給事業者を差別することなく、地域及び地域間において、効果的な競争及び安定供給改善を可能とするために、新規の相互接続装置を通じる等により、相互接続装置の適切な容量水準を可能とすること。
 - (b) 関係送電系統運用者その他市場関係者のための系統規約策定を調整すること。
 - (c) 混雑管理に関する規定の策定を調整すること。
3. 国内規制機関は、規制の協力を促進するために相互に協力協定を締結する権利を有しなければならない。
4. 第2項に規定する行動は、他の関係国内機

関と、その固有の権限を妨げることなく、緊密な協議を行った上で、適宜実施しなければならない。

5. 欧州委員会は、規制機関相互及びエネルギー規制者協力機関と協力するその任務の範囲について指針を採択することができる。この指令を補足し、その本質的でない部分を改正する当該措置は、第46条第2項に規定する審査を伴う規制手続により決定されなければならない。

第39条 指針の遵守

1. 規制機関及び欧州委員会は、この指令又は規則(EC)No 714/2009に規定する指針に関して規制機関が行う決定の遵守に関して、エネルギー規制者協力機関の意見を求めることができる。
 2. エネルギー規制者協力機関は、意見を求めた規制機関又は欧州委員会及び当該決定を行った規制機関のそれぞれに対して、当該要求を受けてから3月以内に、その意見を提供しなければならない。
- 3～9. (略)

第40条 記録の保管

1. 加盟国は、供給事業者に、卸顧客及び送電システム運用者との電力供給契約及び電力金融派生商品のすべての取引に関する適切な情報を、国内規制機関を含む国内機関、国内競争当局及び欧州委員会が、その任務を達成するために自由に利用することができるように、5年以上保持するよう要求しなければならない。
2. 当該情報は、関係取引の期間、供給及び決済規定、量、実施の日時及び取引価格並びに当該卸顧客を識別する手段、また、すべての未決済の電力供給契約及び電力金融派生商品の具体的な細目等、その特徴に関する詳細を

含んでいなければならない。

3～7. (略)

第X章 小売市場 (略)

(第41条 小売市場)

第XI章 補則

第42条 緊急措置

エネルギー市場における突然の危機の場合及び物理的な安定性又は人の安全確保、機器若しくは施設又はシステムの完全性に脅威がある場合、加盟国は一時的に必要な緊急措置をとることができる。

当該措置は域内市場の機能障害発生の可能性を最低限にするものでなければならず、生起する突然の困難を改善するために限定する必要以上に広い範囲であってはならない。

関係する加盟国は、遅滞なく、これらの措置をその他の加盟国及び欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、それらが共通利害に反して競争を歪め、取引に悪影響を与える場合に限り、当該加盟国が当該措置を修正又は廃止するべきかを決定することができる。

第43条 公平な競争の場

1. この指令に従って加盟国がとる公平な競争の場を確保するための措置は、欧州共同体設立条約、特にその第30条、及び欧州共同体の法令と矛盾のないものでなければならない。
2. 第1項に規定する措置は均整がとれ、非差別的かつ透明でなければならない。それらの措置は、欧州委員会に通知し承認を受けた後に限り実施することができる。
3. 欧州委員会は、第2項に規定する通知を受けてから2月以内に当該通知に関して行動し

なければならない。その期間は完全な情報を受領した翌日から開始される。欧州委員会が当該2月の期間以内に行動しなかった場合には、通知された措置に反対がなかったものとみなされる。

第44条 特例

1. この指令が発効した後に、加盟国で、欧州委員会がそれらに許可する既存能力の改修、改良及び拡張に関するものに限り、その小規模孤立システムの運用に重大な問題があることを証明することができるものは、第IV章、第VII章、第VII章及び第VIII章並びに極小孤立システムの場合には第三章の関連規定の特例を適用することができる。欧州委員会は、加盟国にそれらの適用について、機密に配慮しつつ、決定する前に通知しなければならない。その決定は、EU官報に公示しなければならない。
2. 第9条は、キプロス、ルクセンブルク及びマルタには適用してはならない。さらに、第26条、第32条及び第33条は、マルタに適用してはならない。

第9条第1項(b)の規定について、「発電の業務を実施する事業者」の概念は、直接又は自らを管理する事業者を通じて、独自に又は合同で、電力の生産又は供給を行う最終顧客については、管理された事業者の中でそれらの生産する電力の分を含めて最終顧客が、年を通じて、純量において電気の顧客であり、また、それらが第三者に販売する電力の経済的価値がそれらの行う他の事業に比して非常に小さいものであることを条件として、これを含んではならない。

第45条 見直し手続

第47条第6項に規定する報告の中で、欧州委員会が、十分効果的で、非差別的かつ非妨害的システム利用に対応している1加盟国にお

いて、システム利用が効果的に行われており、この指令によって事業者に課された何らかの（配電システム運用者への法的分離に関するものも含めた）義務が、追求される目的と均整を持たないと認める場合には、当該加盟国は、欧州委員会に対し、当該要求からの免除を求める要求を送付することができる。

加盟国は、遅滞なく、当該要求を、効果的なシステム利用が確保されていることに関する報告において達した結論が今後も維持されることを証明する必要なすべての関係情報を付して、欧州委員会に通知しなければならない。

欧州委員会は、当該通知を受領して3月以内に、当該加盟国による要求について意見を採択し、必要に応じて、欧州議会及び理事会に対し、この指令の関係規定の改正を提案しなければならない。欧州委員会は、この指令を改正するその提案の中で、当該加盟国が平等に有効な措置を適切に実施していることを条件に、当該加盟国を特定の要件から外すことを提案することができる。

第46条 委員会

1. 欧州委員会は、特定の委員会によって補佐されなければならない。
2. この項を引用する場合は、決定1999/468/EC第5a条第1項から第4項及び第7条を、その第8条に配慮して適用しなければならない。

第47条 報告

1. 欧州委員会は、この指令の適用を監視し、見直しを行って、総合的な報告書を、最初は2004年8月4日までに、その後は毎年、欧州議会及び理事会に対して提出しなければならない。当該報告書は少なくとも次に掲げる事項を含んでいなければならない。

(a) 完全かつ十分に運用される電力の域内市

場の創造において得られる経験及びその進展、並びに市場支配の側面、市場における集中、利己的又は非競争的な行動及び市場の歪みに関するその効果等、その観点において残っている障害

- (b) この指令に含まれる分離及び課金の要件によって、公正で非差別的な欧州共同体の電力系統の利用並びに競争の同等な水準及び顧客に対して電力市場を開放することの環境的及び社会的結果が確保されることの成功の程度
- (c) 欧州共同体における電力の系統能力水準及び安定供給に関連する課題、特に、地域間の接続の物理的容量を考慮した、既存及び企画されている需給均衡の調査
- (d) 加盟国において最多需要に対応し、1又は複数の供給者の欠損に対処するためにとられる措置に特別な注意が払われること。
- (e) 可能な閾値の改定のための、第26条第4項の規定による特例の実施
- (f) 電力を生産し、輸出又は輸送する第三国との二国間関係に関して達成された、市場統合における進展、電力取引における社会的及び環境的結果及び当該第三国の系統の利用等の進展の一般的な評価
- (g) この指令の規定と関連のない潜在的な調整要件の必要性
- (h) 第3条第9項に含まれるエネルギーの表示に関する要件を加盟国が実際に実施した方法、及びこれに関する欧州委員会勧告が配慮された方法

必要に応じて、当該進捗報告は、特に、既存の情報資源を引用する方法、とりわけ異なるエネルギー源の発電から生じる少なくとも二酸化炭素の排出及び放射性廃棄物の環境への影響に関する情報を、透明で、簡便に閲覧することができ、かつ、欧州共同体域内を通じて比較可能なように利用可能とする方法、

供給者から提供される情報の精度を管理するために加盟国がとる措置を合理的なものにする方法、並びに市場支配及び市場集中の有害な影響を緩和することができる措置を含む、その表示の範囲及び様式に関する勧告を含むことができる。

- 2. 第1項に規定する進捗報告は、2年ごとにとる異なる措置の分析をも含まなければならない。それら措置の効果、特に、電力市場における競争に関するそれらの効果に関する調査を付さなければならない。必要に応じて、当該報告書は、国の段階において高い公共サービス水準を達成するための措置又は市場縮出しを防ぐ措置に関する勧告を含むことができる。
- 3. 欧州委員会は、2013年3月3日までに、一般的見直しの一部分として、欧州議会及び理事会に対して、効果的かつ効率的な分離を基準として用い、第V章における分離要件が、送電系統運用者の十分かつ効果的な独立性を確保することに成功した程度を説明する詳細な特別報告を提出しなければならない。
- 4. 第3項に規定する評価のために、欧州委員会は、特に次の規準に配慮しなければならない。公正かつ非差別的な系統利用、効果的な規制、市場需要に対応する系統の発展、投資を促す偏向のない誘因、相互接続基盤の開発、欧州共同体のエネルギー市場における効果的な競争及び欧州共同体における安定した供給状況
- 5. 必要に応じて、そして特に第3項に規定する詳細な特別報告において、第4項に規定する条件が実際に保証されていないと判断される場合には、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に送電系統運用者の十分効果のある独立性を確保するための提案を2014年3月3日までに送付しなければならない。

6. 欧州委員会は、2006年1月1日までに、域内電力市場の創造における進捗を説明する詳細な報告書を欧州議会及び理事会に送付しなければならない。当該報告書は、特に、次の事項を検討するものでなければならない。

- ・ 非差別的系統利用の存在
- ・ 効果的規制
- ・ 欧州共同体における相互接続基盤及び安定供給の状況の発展
- ・ 特に公共サービス及びユニバーサル・サービス規準の観点で、市場開放の十分な便益が小規模企業及び世帯顧客に生じている程度
- ・ 市場支配、市場集中及び利己的又は非競争的な行動等の側面を含み、実際に市場が効果的な競争に開放されている程度
- ・ 顧客が実際に供給者を変更し、また料金交渉を行っている程度
- ・ 市場開放度に関係した供給料金を含む料金の推移
- ・ 垂直統合事業者内の系統運用者の効果的な独立性に関する範囲でこの指令の適用において得られた経験、並びに機能的独立及び会計分離に加えて法的分離と同等な効果をもつ他の措置が策定されたか否か

必要に応じて、欧州委員会は欧州議会及び理事会に、特に高い公共サービス基準を保証するための提案を提出しなければならない。

必要に応じて、欧州委員会は欧州議会及び理事会に、特に十分かつ効果的な配電系統運用者の独立性を確保するための提案を、2007年7月1日までに、提出しなければならない。必要であれば、それらの提案は、競争法に従って、市場支配、市場集中及び利己的又は非競争的な行動等の問題にも対処するための措置に関するものでなければならない。

第48条 廃止

指令2003/54/ECは、当該指令の置換え及び実施の期限に関する加盟国の義務を妨げることなく、2011年3月3日に廃止される。廃止指令への引用は、この指令への引用として解釈されなければならない。また、附則Ⅱの対照表に従って解釈されなければならない。

第49条 国内法による実施

1. 加盟国は、2011年3月3日までに、この指令を遵守するために必要な法律、規則及び行政措置を施行しなければならない。加盟国は、直ちに、それらについて欧州委員会に通知しなければならない。

加盟国は、それらの措置を、2013年3月3日から施行する第11条を除き、2011年3月3日から施行しなければならない。

加盟国は、それらの措置を採択する場合には、この指令の引用を含め、又はそれらの官報公示の際に当該引用を添えなければならない。その引用の方法は加盟国が定めなければならない。

2. 加盟国は、この指令の範囲となる分野におけるそれらが採択した国内法の主な規定の本文を欧州委員会に通知しなければならない。

第50条 発効

この指令はEU官報に掲載して公布した日から起算して20日を経過した日から施行する。

第51条 名宛人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2009年7月13日、ブラッセルにて

欧州議会議長 H.-G. ペテリング

理事会議長 E. アーランドソン

附則 I 消費者保護措置

1. 欧州共同体の消費者保護の法規、特に遠隔契約における消費者の保護に関する 1997 年 5 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 97/7/EC 及び消費者契約における不当な条件に関する 1993 年 4 月 5 日の理事会指令 93/13/EEC の規定を妨げることなく、第 3 条に規定する措置は、顧客に次の事項を確保するものである。

(a) 顧客は、電力サービス提供者との間の契約に次のことを明確にさせる権利を有すること。

- ・ 供給者の主体及び住所
- ・ 提供されるサービス、提供されるサービス品質水準、及び接続開始の時期
- ・ 提供される保守サービスの類型
- ・ 適用可能な料金及び保守料金に関する最新情報を得ることが可能な手段
- ・ 契約期間、サービス及び契約の更新及び終了の条件並びに課金なしで契約を解除することの可否
- ・ 不正確な及び遅延した料金請求を含む、契約したサービスの品質水準が満たされない場合に適用する補償及び払戻金の取扱い
- ・ (f)に規定する紛争調停の手續開始の方法
- ・ 苦情受付及びこの項目に規定するすべての情報に関する事項等の消費者の権利に関する情報を料金請求書又は電気事業者のウェブサイトを通じて明確に通知すること。

条件は公正で事前に周知されていなければならない。いかなる場合でも、当該情報は契約の締結又は確認を行う前に提供されるべきである。契約が仲介者を通じて締結される場合は、この項目に規定する事項に関する情報はその締結の前に提供されなければならない。

(b) 契約条件を変更する意図があるとき、顧客はこれに関して適切な通知を受けること、当該通知があった場合に解除する権利について知らされること。サービス提供者は、何らかの料金を値上げする場合、その値上げを実施してから通常料金請求期間を超えない適切な時期に透明で理解しやすい方法によって、加入者に対し直接に通知しなければならないこと。加盟国は、顧客が電力サービス提供者から通知された新しい条件を受容しない場合に、契約を自由に解除することができることを確保しなければならないこと。

(c) 顧客は、電力サービスの接続と利用に関して、適用価格及び料金に関する、また、標準の契約条件に関する透明性のある情報を受けること。

(d) 顧客は、支払方法について顧客間差別のない幅広い選択肢を提供されること。前払制度は公正で、想定される消費を適切に反映するものでなければならないこと。条件の相違は異なる支払制度の供給者に対する費用を反映しなければならないこと。一般的条件は公正で透明でなければならないこと。それらは、明確かつ理解可能な言語によって提示するものとし、例えば、過剰な契約文書等、顧客の権利行使に契約とは異なる障壁があってはならないこと。顧客は不正又は誤解を生じやすい販売方法から守られなければならないこと。

(e) 顧客は、供給者を変更するに際して料金を課されないこと。

(f) 顧客は、その苦情を処理するために、透明で、簡潔かつ経済的な手續により便益を受けること。特に、すべての顧客は、電力サービス提供者による良好な標準的サービス及び苦情対応について権利を有しなければならないこと。このような法廷外紛争調

停手続は、公正かつ迅速に、返戻金又は補償の制度を保証する規定によって、3月以内を目途に、調停することができるようにしなければならないこと。当該手続は、可能な限り、消費者紛争の法廷外調停に責任をもつ組織に適用可能な原則に関する1998年3月30日の欧州委員会勧告98/257/ECに準拠するべきであること。

- (g) 顧客は、第3条第3項の規定に従って加盟国によって採択された規定に基づいたユニバーサル・サービスを利用する場合は、ユニバーサル・サービスに関するその権利について通知を受けること。
- (h) 顧客は、自由に自分の消費のデータを取得すること、また、明示的契約によって無償で、登録供給事業者に測定情報を利用させることができなければならないこと。それらの情報の管理に責任を持つ当事者は、それらの情報を事業者に渡さなければならないこと。加盟国は、供給業者及び顧客が当該情報を利用するための、当該情報の形式及び手続を定めなければならないこと。当該サービスについて、消費者に追加的な料金を課してはならないこと。
- (i) 顧客は、自分の電力消費量を調節することができるのに十分な頻度で、実際に消費した電力量及びその料金が適切に通知されること。その情報は、顧客の測定機器及び当該電力製品の能力を考慮して、十分な時間枠を用いて与えられなければならないこと。当該措置の費用対効果は正当に考慮されなければならないこと。当該サービスについて、消費者に追加的な料金を課しては

ならないこと。

- (j) 顧客は、電力供給者を変更した場合、その変更の後、6週間以内に廃止の最終精算書を受け取ること。

2. 加盟国は、電力供給市場における消費者の積極的参加を支援するインテリジェント・メーター・システムの実施を確保しなければならない。当該メーター・システムの実施は、市場及び個々の消費者にとっての長期的なあらゆる経費及び便益又はいかなる形のインテリジェント・メーターが経済的に適切で費用対効果があり、そして、その流通がいかなる時間枠において展開可能であるかの経済的評価を条件とすることができる。

その評価は、2012年9月3日までに実施しなければならない。

当該評価に従って、加盟国又はその指定した監督機関は、インテリジェント・メーター・システムの実施のために10年を目標とした予定表を用意しなければならない。

スマート・メーターの展開が肯定的に評価された場合は、少なくとも消費者の80%が2020年までにインテリジェント・メーター・システムを装備しなければならない。

加盟国又はその指定した監督機関は、それぞれの領域内においてメーター・システムの相互運用性を確保しなければならず、適切な基準及び優良事例の利用並びに域内電力市場の発展の重要性に正当な配慮をしなければならない。

附則Ⅱ 新旧指令対照表 (略)

(うえつき けんじ・専門調査員)